

下松市第2期子ども・子育て支援事業計画

# ★ くだまつ ★ 星の子プラン

令和2年度～令和6年度

★ 安心 ★ 優しく ★ 支えあい  
★ 子育て三つ星シライ くだまつ



下松市公式  
マスコットキャラクター  
くだまつ



令和2年3月  
下松市



## は じ め に

近年、わが国においては、人口減少や少子高齢化等による家族形態の変化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、保育ニーズの多様化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、本市においては、平成27年3月に「第1期下松市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支援する環境整備に努めるとともに、次代を担う子どもを安心して産み育てることができる地域社会を実現するため取組を進めてまいりました。



しかしながら、本市は、県下において人口・児童数が増加している数少ないまちであり、保育園や児童の家の受入れにおいて待機児童が発生する等、深刻な課題を抱える状況となっています。

さらには、令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、女性がますます働きやすくなる等の期待が高まるものの、保育の潜在需要を掘り起こし、待機児童問題が悪化する懸念もあります。

私は、市長就任以来、「市民の安全・安心の確保」と「下松へ人々を引き付ける魅力あるまちづくり」を最重要施策に掲げるとともに、さらなる子育て支援の取組を進めるため、この度、第1期事業計画の取組状況を踏まえ、「第2期下松市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後とも、本事業計画に基づく諸施策を積極的に推進し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層の御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様、御尽力を賜りました下松市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

下松市長 國 井 益 雄

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1	子ども・子育て支援事業計画の概要 .....	1
2	第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方 .....	3
<b>第2章</b>	<b>下松市の現状と課題</b> .....	<b>7</b>
1	子ども・子育てを取り巻く状況 .....	7
2	子どもを取り巻く環境 .....	12
3	アンケートからみる状況 .....	23
4	第2期に向けての課題のまとめ .....	33
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的方向</b> .....	<b>37</b>
1	計画の理念及び目標 .....	37
2	計画の基本的な視点 .....	38
3	施策の体系 .....	40
<b>第4章</b>	<b>事業量の見込みと確保方策</b> .....	<b>41</b>
1	教育・保育の提供区域の設定 .....	41
2	定期的な教育・保育事業の提供体制 .....	41
3	地域子ども・子育て支援事業の提供体制 .....	43
<b>第5章</b>	<b>基本施策</b> .....	<b>50</b>
基本施策1	社会や家庭における子育て意識の啓発 .....	50
基本施策2	母子保健施策の充実 .....	56
基本施策3	行政による子育て支援 .....	72
基本施策4	地域による子育て支援 .....	78
基本施策5	子育てと仕事の両立支援 .....	80
基本施策6	安心して子育てができる生活環境の整備 .....	88
<b>第6章</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	<b>99</b>
1	計画の推進 .....	99
2	施策の点検 .....	99

# 第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

## 1 子ども・子育て支援事業計画の概要

### (1) 計画の背景と趣旨

国においては、平成24年（2012年）に認定こども園等保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までを計画期間とする「下松市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、下松市の豊かな自然の保全、地域の祭り等の歴史や文化の伝承、既存の施設等の社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、転入者の増加、子どもの貧困問題、ひとり親家庭等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化しており、国、県、市、地域社会が一体となった更なる子育て支援に取り組むことが求められます。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、第1期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第2期下松市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。



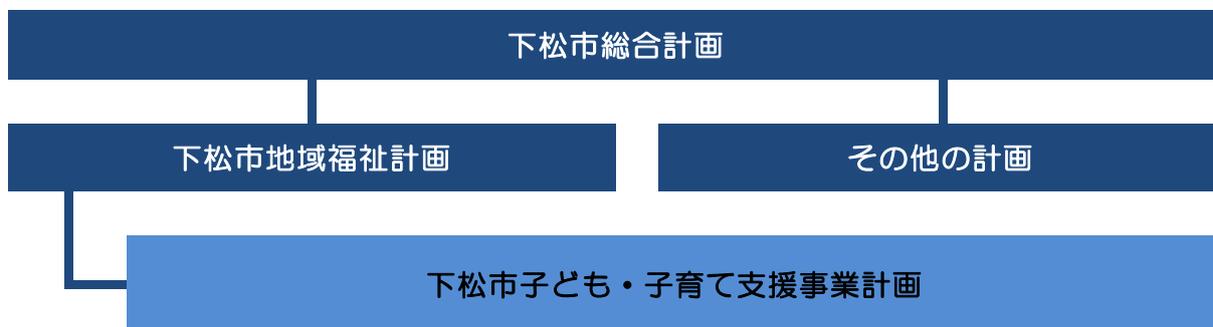
下松市公式マスコットキャラクター  
くだまる

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、様々な取組を一体的に進めるため、母子保健の国民運動計画として展開している「健やか親子21（第2次）」（平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））を推進するため「母子保健計画」も含めた計画とします。

さらに、本計画は、「下松市総合計画」の個別計画として位置づけ、「下松市地域福祉計画」「下松市障害者計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。



## (3) 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、その過程の中で必要に応じて見直しを行い、改善を図ります。

## (4) 計画の対象

本計画の対象は、全ての子ども（18歳未満）とその家庭、地域、企業、関係機関等全ての個人及び団体となります。第1期計画と同様、これらの市民等と行政が連携して協働しながら、子どもを産み育てやすいまちづくりを進めていきます。

## 2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方

日本における合計特殊出生率は、昭和50年（1975年）に2.0を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、平成29年（2017年）時点において1.43となっています。

子育てに関連する法律についてみると、平成17年（2005年）から10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が10年延長され「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化されるとともに、平成24年（2012年）8月に制定された子ども・子育て関連3法により平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、平成27年度（2015年度）から子ども・子育て支援法による新たなステージへと移行しました。

また、国では平成26年（2014年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成26年（2014年）8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困削減に向けた取組が今まで以上に求められています。

これらを踏まえた第2期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

### （1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正について

■市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記されました。

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2（二）（1）関係）
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2（二）（1）関係）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。（第三の三 2（三）関係）</li> <li>・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四 5（四）関係）</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業についても、第2期計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六 3関係）</li> </ul>
<p>■ 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二 4関係）</li> </ul>
<p>■ 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等の反映（第三の三 2（一）、四 5（一）・（二）関係）</li> </ul>
<p>■ 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。（第三の一 6、別表第三の三関係）</p>

## （2）次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村等行動計画」という。）を策定することができることとされている。</li> <li>○ 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。</li> <li>○ 指針では、市町村等は、「前期行動計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で、2020年度から2024年度までを期間とする後期行動計画を策定することが望ましい」とされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するに当たり、指針の見直しを行う。</li> <li>○ 新・放課後子ども総合プランの策定等、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正と同様のスケジュールで進める予定。</li> </ul>
---

## 【次世代育成支援対策推進法の趣旨】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

## (3) 幼児教育・保育の無償化について

### ① 対象者・対象範囲

- 幼稚園、保育所、認定こども園等※
  - 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化  
※子ども・子育て支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とされている。
- 幼稚園の預かり保育
  - 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円（住民税非課税世帯の満3歳児：1.63万円）までの範囲で無償化
- 認可外保育施設等
  - 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
  - 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
  - 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
    - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
    - ・ 市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 他

### ② 財源

- 負担割合
  - 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
  - ※ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10
- 財政措置等
  - 初年度の取扱い：初年度（令和元年度（2019年度））に要する経費を全額国費で負担
  - 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
  - システム改修費：平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）予算を活用して対応

### ③就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

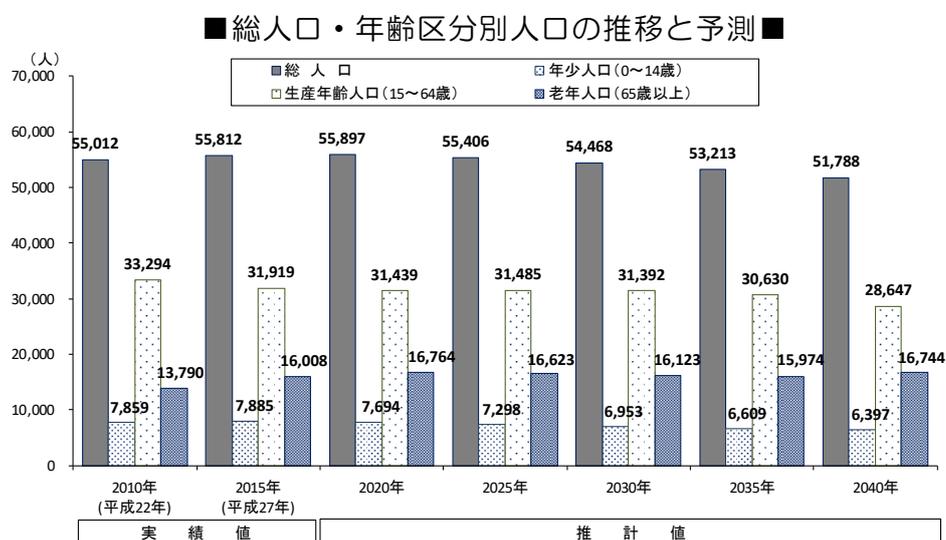


## 第2章 下松市の現状と課題

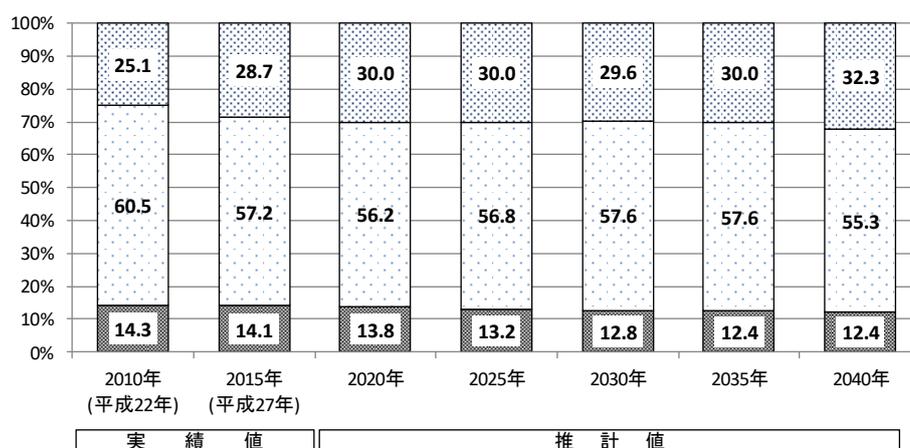
### 1 子ども・子育てを取り巻く状況

#### (1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本市の総人口は、平成27年（2015年）には55,812人ですが、その後は令和2年（2020年）をピークに減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は令和7年（2025年）をピークに、また、65歳以上の老年人口は令和2年（2020年）をピークに減少傾向で推移すると推計されています。
- 令和22年（2040年）には高齢化率が32.3%になると推計されています。

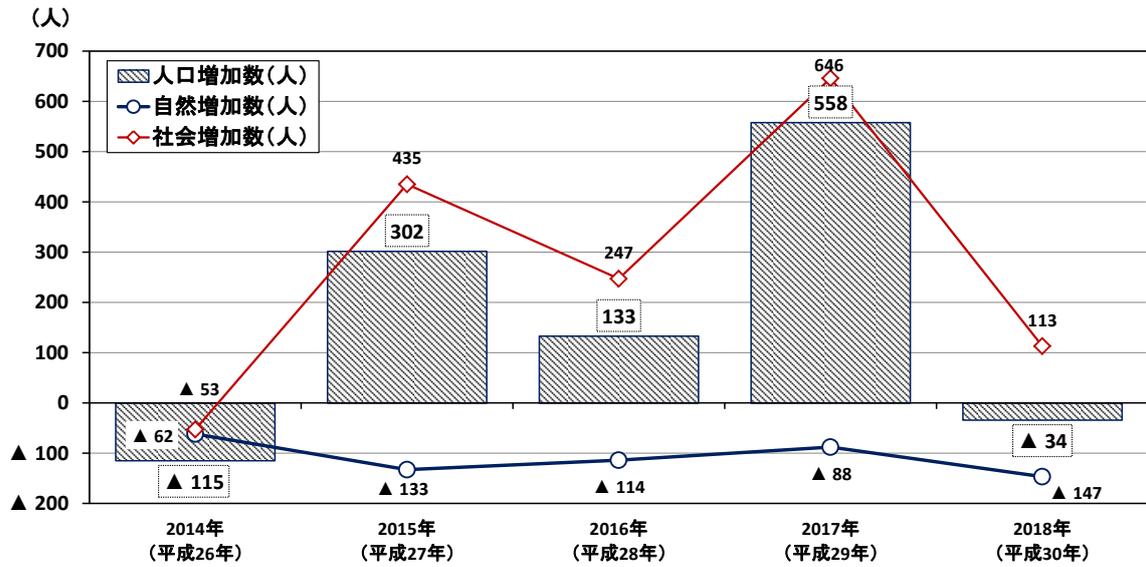


資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値  
 □ 老年人口(65歳以上) □ 生産年齢人口(15~64歳) ■ 年少人口(0~14歳)



資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

■ 人口動態 ■

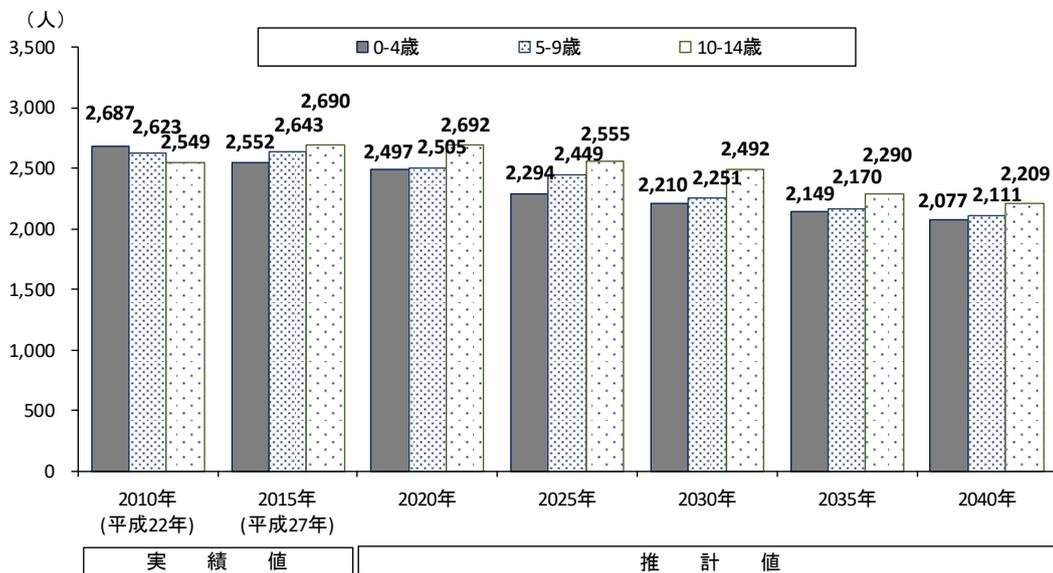


資料:住民基本台帳

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

●本市の平成27年(2015年)の0~4歳人口は2,552人、5~9歳人口は2,643人、10~14歳人口は2,690人ですが、3つの年代ともその後は減少傾向で推移すると推計されています。

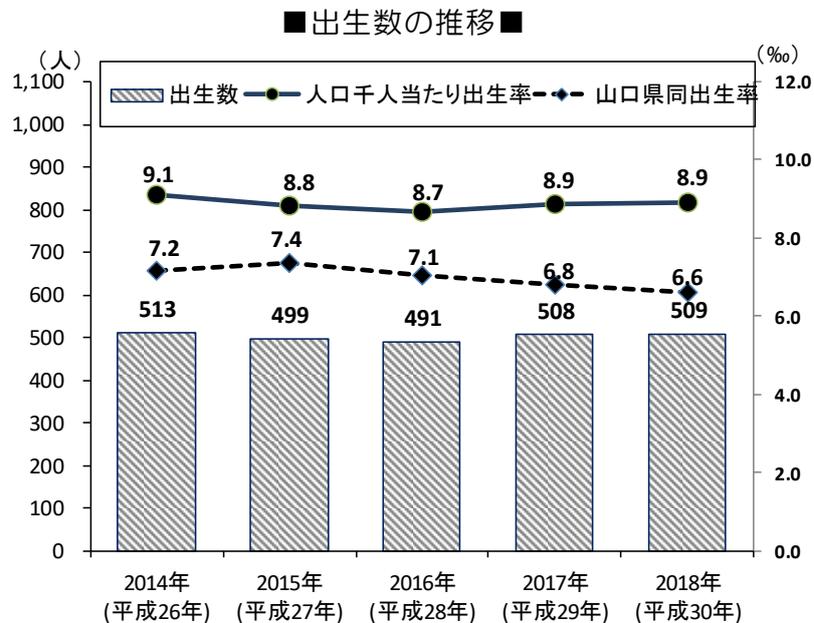
■ 14歳以下3区分別人口の推移と予測 ■



資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

### (3) 出生数

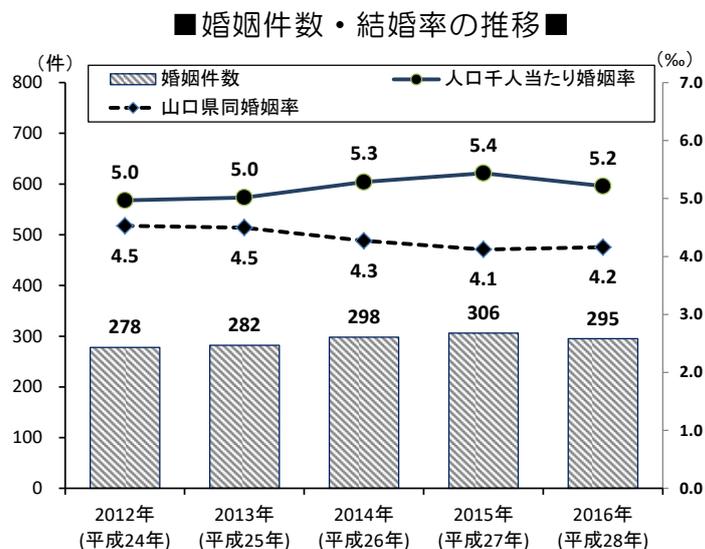
- 本市の出生数は、平成26年（2014年）の513人から平成30年（2018年）の509人に横ばいまたは微増しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成30年（2018年）は8.9‰で各年ともに山口県に比べると高くなっています。



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

### (4) 婚姻件数・婚姻率

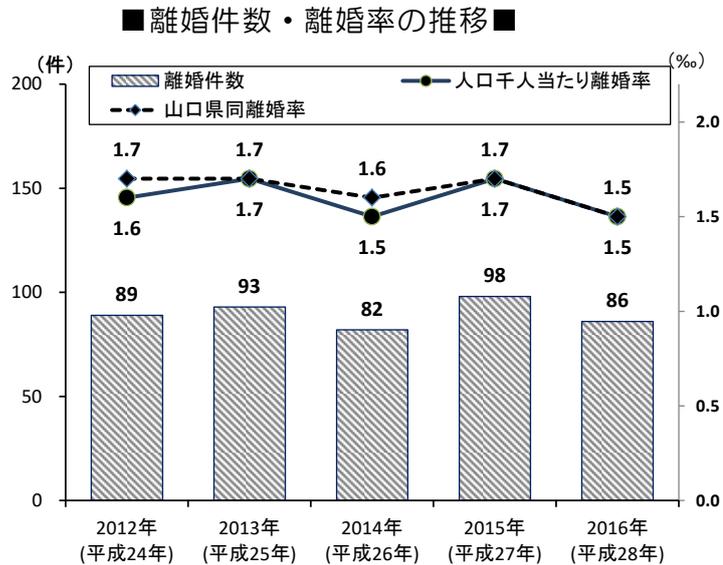
- 本市の婚姻件数は、平成24年（2012年）の278件から増加し、平成27年（2015年）の306件をピークに平成28年（2016年）の295件に減少しています。
- 人口千人当たり婚姻率は、平成24年（2012年）の5.0‰から平成28年（2016年）の5.2‰に増加しており、各年ともに山口県に比べると高くなっています。



資料: 山口県保健統計

## (5) 離婚件数・離婚率

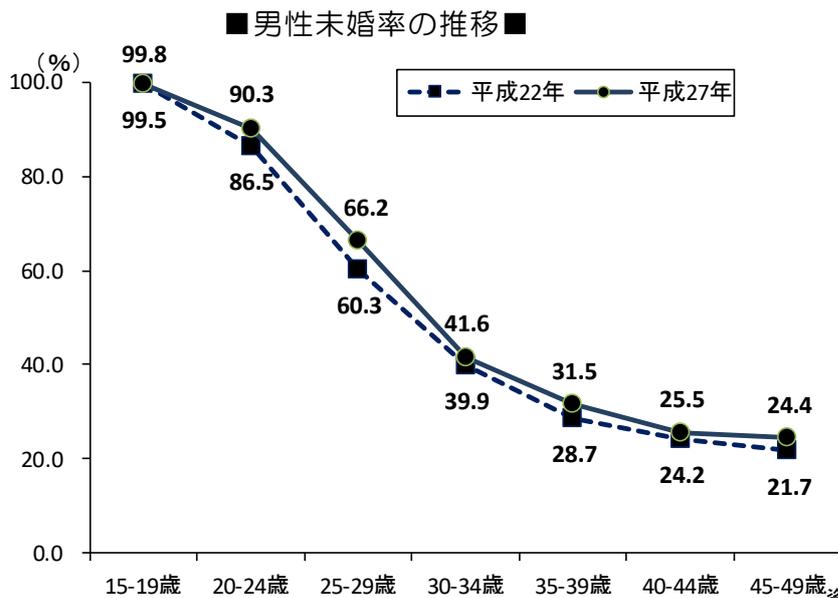
- 本市の離婚件数は、おおむね90件前後で増減しながら推移しています。
- 人口千人当たり離婚率は、平成24年(2012年)の1.6‰から平成28年(2016年)の1.5‰に増減を繰り返して減少していますが、各年ともに山口県に比べるとほぼ同等になっています。



資料:山口県保健統計

## (6) 男性未婚率

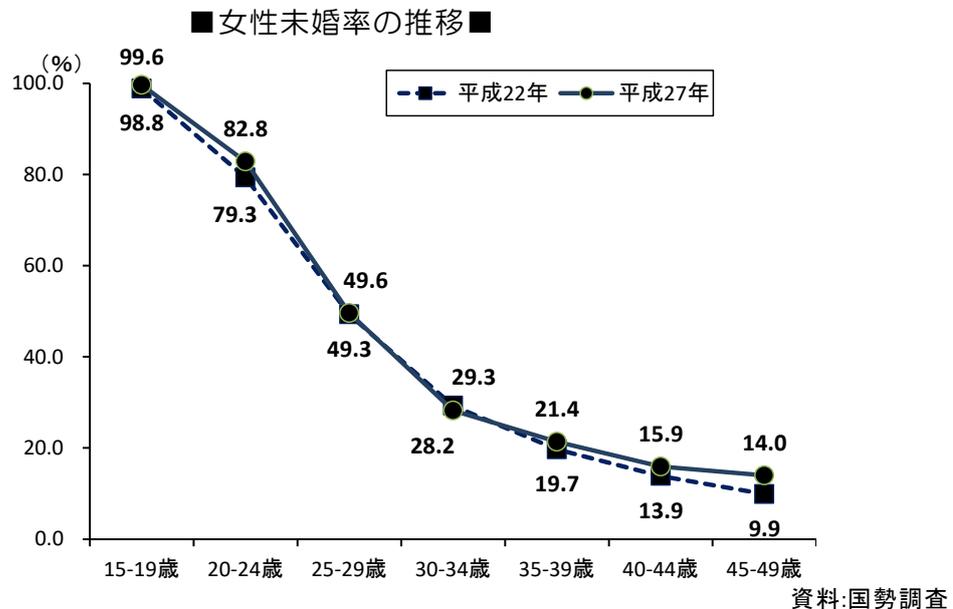
- 本市の男性未婚率は、平成22年(2010年)と平成27年(2015年)を比べると、20-24歳、25-29歳で未婚率は他の年齢層に比べ相対的に目立って増加しています。中でも、25-29歳は平成22年(2010年)60.3%に対し、平成27年(2015年)は66.2%と6ポイントも増加しています。



資料:国勢調査

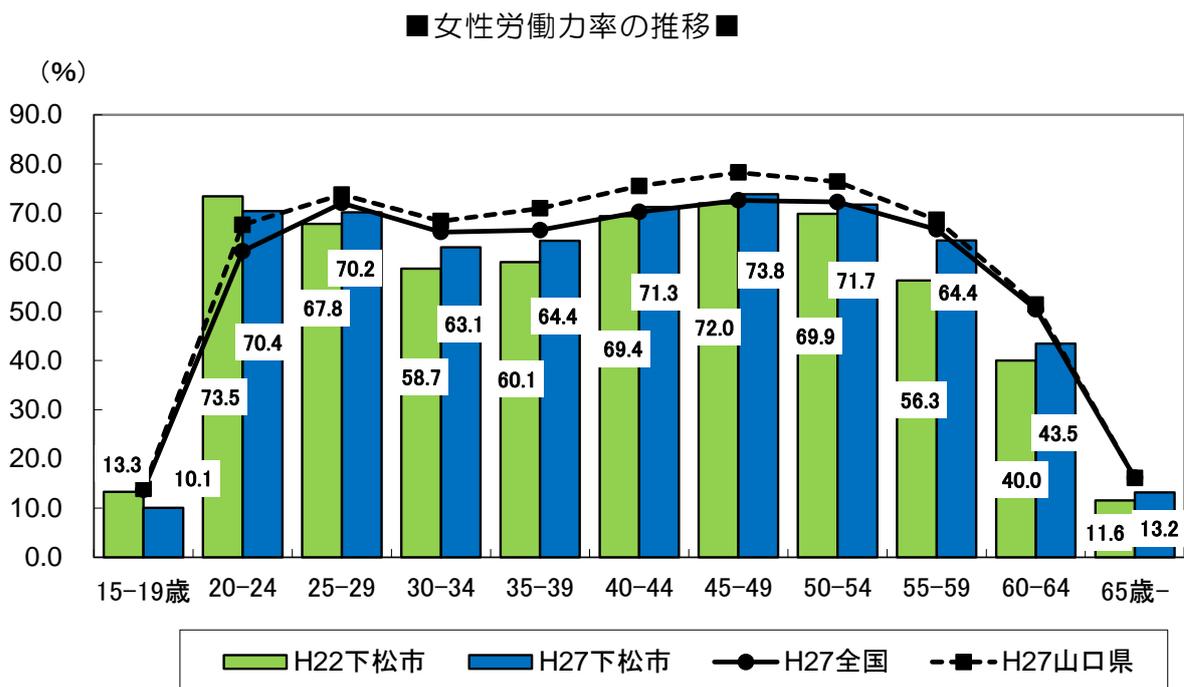
## (7) 女性未婚率

●本市の女性未婚率は、平成22年（2010年）と平成27年（2015年）を比べると、男性ほどではないものの、20-24歳の未婚率は平成22年（2010年）79.3%に対し、平成27年（2015年）は82.8%と他の年齢層に比べ相対的に増加幅が大きくなっています。



## (8) 女性労働力率の推移

●本市の女性労働力率について平成22年（2010年）と平成27年（2015年）を比較すると、20歳代後半以降はいずれの年代も労働力率は上昇しており、特に、50歳代後半、次に30歳代前半の子育て世代で労働力率の増加幅が特に大きくなっています。



## 2 子どもを取り巻く環境

### (1) 保育園

認可保育園は、公立が2施設、私立が小規模保育施設を含め9施設あります。園児数は平成30年度（2019年3月末現在）1,075人となっています。その他の保育施設は以下の通りです。

■ 保育園の定員、入園の状況 ■ (単位：人、%)

区分	平成27年度 (3月末)			平成28年度 (3月末)			平成29年度 (3月末)			平成30年度 (3月末)			令和元年度 (12月末)				
	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率	園児数	定員数	入園率		
公立	中央保育園	122	110	110.9	122	110	110.9	2016年度末で閉園									
	潮音保育園	126	110	114.5	108	110	98.2	107	110	97.3	104	110	94.5	104	110	94.5	
	花岡保育園	137	120	114.2	141	120	117.5	139	120	115.8	2018年度より民営化						
	あおば保育園	156	170	91.8	160	170	94.1	167	170	98.2	163	170	95.9	158	170	92.4	
	計	541	510	106.1	531	510	104.1	413	400	103.3	267	280	95.4	262	280	93.6	
私立	和光保育園	100	90	111.1	101	90	112.2	100	90	111.1	101	90	112.2	102	90	113.3	
	平田保育園	94	90	104.4	102	90	113.3	99	90	110	100	90	111.1	102	90	113.3	
	愛隣幼児学園	101	90	112.2	100	90	111.1	99	90	110	100	90	111.1	97	90	107.7	
	あい保育園潮音	2016年4月1日開所			62	75	82.7	68	90	75.6	83	90	92.2	87	90	96.7	
	あい保育園宮前	2017年4月1日開所						120	130	92.3	120	130	92.3	123	130	94.6	
	花岡保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	138	120	115	141	120	117.5	
	小規模 保育施設	ひだまり 保育園	2016年4月1日開所			16	19	84.2	20	19	105.3	18	19	94.7	17	19	89.5
		太陽の テラス	2016年4月1日開所			18	19	94.4	18	19	94.7	18	19	94.7	20	19	105.2
		ニチイ キッズ	2017年4月1日開所						21	19	110.5	18	19	94.7	21	19	110.5
	計	295	270	109.3	399	383	104.2	545	547	99.6	696	667	104.3	710	667	106.4	
	認定こども園 末光幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	49	89.8	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	49	89.8		
市内計	836	780	107.2	930	893	104.1	958	947	101.2	963	947	101.7	1,016	996	102.0		
市外	94	-	-	101	-	-	107	-	-	112	-	-	115	-	-		
合計	930	-	-	1031	-	-	1065	-	-	1075	-	-	1,131	-	-		

区分	平成27年度 (3月末)	平成28年度 (3月末)	平成29年度 (3月末)	平成30年度 (3月末)	令和元年度 (12月末)
園児数	3歳未満	356	439	476	467
	3歳	186	194	193	203
	4歳以上	388	398	396	405
	計	930	1031	1065	1075

■認可外保育施設の状況（平成31年（2019年）4月）■

区分	施設数	利用者数
個人	2	54
事業所内	3	28
病院内	1	23
企業主導型保育施設	5	76

**（2）幼稚園**

幼稚園は10施設あり、令和元年度（2019年度）の園児数は777人となっています。

■幼稚園の入園の状況（各年度5月）■

（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園児数	3歳	279	272	267	277	248
	4歳	335	284	282	270	271
	5歳	313	328	284	293	258
	計	927	884	833	840	777
教員数		58	61	60	61	62

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
下松幼稚園	95	91	84	73	62
鋼鉄幼稚園	127	134	130	133	119
江口幼稚園	71	72	75	73	72
末光幼稚園	140	138	138	143	134
下松慈光幼稚園	96	76	78	79	91
久保幼稚園	63	54	43	32	18
妹背幼稚園	44	39	37	38	16
四恩幼稚園	161	158	144	142	134
下松暁の星幼稚園	81	81	66	79	86
第2四恩幼稚園	49	41	38	48	45
合計	927	884	833	840	777

### (3) 小学校

小学校は8校あり、児童数は令和元年度（2019年度）現在で3,232人となっています。

児童の家は7小学校区で実施しています。

※令和2年（2020年）4月から、米川小学校は休校になります。

■小学校・児童の家の状況（各年度5月）■

（単位：人）

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	学級数	児童数	児童の 家人所 者数	学級数	児童数	児童の 家人所 者数									
下松小学校	27	715	110	28	717	128	31	736	128	30	722	102	31	722	131
久保小学校	14	320	77	14	302	89	14	303	88	14	303	81	14	304	79
公集小学校	26	697	93	27	723	92	27	754	118	28	764	114	29	804	123
花岡小学校	30	850	109	28	811	116	31	845	159	30	832	141	32	826	132
豊井小学校	7	73	23	7	63	30	6	55	33	6	54	27	6	49	25
中村小学校	14	309	54	14	308	57	14	318	68	14	318	64	14	323	59
米川小学校	3	16	-	3	15	-	3	14	-	3	11	-	2	10	-
東陽小学校	10	223	46	10	206	39	10	199	34	10	196	31	10	194	43
合計	131	3203	512	131	3145	551	136	3224	628	135	3200	560	138	3232	592

### (4) 中学校

中学校は3校あり、生徒数は令和元年度（2019年度）現在で1,530人となっています。

■中学校の状況（各年度5月）■

（単位：人）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
下松中学校	14	379	14	383	13	367	15	389	15	394
久保中学校	13	347	13	317	13	294	13	263	12	235
末武中学校	26	805	29	870	31	901	31	913	31	901
合計	53	1531	56	1570	57	1562	59	1565	58	1530

## (5) 保育園の特別保育

保育園の特別保育の内容と実施状況は次のとおりです。市内の認可保育所で乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり、障害児保育の受入れ体制を整備しています。

各園は定員の上限を受入れており、一時預かりの受入れ体制が十分に整っておりません。このため、児童センターわかばにて、一時預かり専用施設を設置して対応しています。

■乳児保育の実施状況（平成30年度（2018年度））■ （単位：人）

保育園名		具体的内容	受入可能人数	実利用者数
公立	潮音保育園	通常保育（延長保育を含む）と同様	6	6
	あおば保育園	〃	18	18
私立	和光保育園	〃	—	2
	平田保育園	〃	—	3
	愛隣幼児学園	〃	—	8
	あい保育園潮音	〃	12	12
	あい保育園宮前	〃	15	12
	花岡保育園	〃	9	9
	小規模保育施設	ひだまり保育園	〃	3
	太陽のテラス	〃	6	5
	ニチイキッズ	〃	6	6

■延長保育の実施状況（平成30年度（2018年度））■ （単位：人、日）

保育園名		具体的内容（延長保育を含む開所時間）	実利用者数	延利用日数
公立	潮音保育園	平日 7:30～19:00	15	4,425
	あおば保育園	平日 7:30～19:00	23	6,210
私立	和光保育園	平日 7:15～19:15	49	11,220
	平田保育園	平日 7:20～18:50	14	2,915
	愛隣幼児学園	平日 7:00～19:00	32	1,672
	あい保育園潮音	平日 7:00～19:00	9	1,318
	あい保育園宮前	平日 7:00～19:00	9	1,416
	花岡保育園	平日 7:00～19:00	10	510

■休日保育の実施状況（平成30年度（2018年度））■ （単位：人）

保育園名		具体的内容	実利用者数	延利用人数
私立	平田保育園	日曜日、祝日（8:30～17:00）	27	171

■一時預かりの実施状況（平成30年度（2018年度））■ （単位：人）

保育園名		具体的内容	実利用者数	延利用者数
公立	潮音保育園	緊急・一時的な場合のみ（8:30～17:00）	3	36
	あおば保育園	〃	2	54
私立	和光保育園	〃	-	-
	平田保育園	〃	5	17
	愛隣幼児学園	〃	8	143
	あい保育園宮前	〃	-	-
	花岡保育園	〃	1	12
下松市児童センター わかば		〃	84	804

※あい保育園潮音は一時預かり実施なし

■障害児保育の実施状況（平成30年度（2018年度））■ （単位：人）

保育園名		具体的内容	実利用者数
公立	潮音保育園	通常保育（延長保育を含む）と同様	3
	あおば保育園	〃	4
私立	和光保育園	〃	1
	平田保育園	〃	1
	愛隣幼児学園	〃	5
	あい保育園潮音	〃	4
	あい保育園宮前	〃	2
	花岡保育園	〃	3

## (6) 幼稚園の特別保育

幼稚園の特別保育の内容と実施状況は次のとおりです。市内全ての幼稚園で平日及び長期休業中の預かり保育の受入れ体制を整備しています。

土曜日保育を実施している幼稚園は5園となっています。

### ■預かり保育の実施状況（平成30年度（2018年度））■

保育園名	具体的内容 (預かり保育を含む開所時間)	長期休業中	土曜日保育
下松幼稚園	平日8:30～17:00	実施	未実施
鋼鉄幼稚園	平日8:30～17:00	〃	〃
江口幼稚園	平日7:30～17:30	〃	実施
末光幼稚園	平日7:30～19:00	〃	〃
下松慈光幼稚園	平日8:30～17:00	〃	〃
久保幼稚園	平日8:30～17:30	〃	未実施
妹背幼稚園	平日8:30～17:30	〃	〃
四恩幼稚園	平日8:15～18:00	〃	実施
下松暁の星幼稚園	平日8:30～17:15	〃	未実施
第2四恩幼稚園	平日8:15～18:00	〃	実施

## (7) ファミリーサポートセンター事業

育児の支援を行う提供会員、育児の支援を受ける依頼会員として登録し、事務局（市のアドバイザー）が仲介することにより、相互援助活動を支援しています。

ファミリーサポートセンター事業を通して、保護者の就労時間・勤務形態に合わせた保育の提供や、緊急な場合に一時的に保育できる場を確保することで、子育てに対する協力者のいない家庭を支援するとともに、仕事と子育てを両立して安心して働くことができる子育て環境の整備を図っています。

### ■ファミリーサポートセンターの利用状況■（単位：人、件）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ※見込み
会員数	398	416	422	437	430
延べ利用件数	902	617	664	463	460

## (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気等により、家庭で昼夜とも児童を養育する人（祖父母、親類等）がない場合、一時的に児童養護施設で預かっています。

現在、2か所で実施しており、利用件数は平成30年度（2018年度）以降約20件で推移しています。

■ショートステイの利用状況■ (単位：か所、件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ※見込み
実施個所数	2	2	2	2	2
利用件数	35	21	10	21	20

## (9) 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターでは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行っています。

■子育て支援センターの状況■

設置場所	所在地	開設日時
下松市子育て支援センター (下松市児童センターわかば)	下松市楠木町1丁目11番14号	月～金 9:00～16:00
子育て支援センターあいりん (愛隣幼児学園)	下松市潮音町1丁目7番15号	月・火・木・金 9:00～14:00 土8:30～13:30
子育て支援センターくだまつ (平田保育園)	下松市美里町3丁目22番20号	月・水・木・金 9:00～14:00 土8:30～13:30
あいあいキッズ星プラザ	下松市中央町21-3 (ゆめタウン下松星プラザ3F)	月～火、木～日 11:00～16:00

## (10) 未就園児対象のクラブ

幼稚園では、未就園児対象のクラブを開設し、子育て家庭への支援、育児不安等の相談・指導等の子育て支援を推進しています。

### ■未就園児対象のクラブの状況■

設置場所	クラブ名	対象児	曜日	開園時間
下松幼稚園	ナースリールーム	未就園児	毎週水曜日	10:00～11:30
江口幼稚園	みるくクラブ	未就園児	第4火曜日	10:00～11:30
	そらぐみ	2歳児	月曜日（月2～3回）	10:00～11:30
末光幼稚園	わんぱくクラブ	2歳児以上未就園児	金曜日（月1～2回）	10:00～11:00
下松慈光幼稚園	おひさまっこクラブ	未就園児	土曜日（不定期）	10:30～11:30
四恩幼稚園	わくわく広場	2歳児	木曜日（第2、第4）	10:00～11:30
下松暁の星幼稚園	たんぼぼクラブ	2歳児	月、火、水、木で 週1回	9:00～12:00
	金の星クラブ	未就園児	金曜日（月2回）	10:30～11:30

## (11) 母子保健

### ① 母子健康手帳の交付

全妊婦に保健師が面接をし、状況把握、保健指導を行っています。アンケートを実施し、特定妊婦やリスクのある妊婦の把握に努め、サービスの紹介や訪問指導、養育支援につなげています。

### ② 妊婦一般健康診査・乳幼児健康診査

妊婦一般健康診査は、14回の助成を行っており、受診勧奨や実施体制の充実を図っています。

乳幼児健康診査は、1か月児、3か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施しています。未受診者の受診勧奨や実施体制の充実を図っています。

### ■妊婦一般健康診査の受診状況■ （単位：人、％）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数		501	505	499	537
前期	受診者数	511	510	494	534
	受診率	102.0	101.0	99.0	99.4
後期	受診者数	445	471	461	482
	受診率	88.8	93.3	92.4	89.8

■乳幼児健康診査の受診状況■

(単位：人、%)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 か月児	対象者数	487	499	518	521
	受診者数	477	481	505	513
	受診率	97.9	96.4	97.5	98.5
3 か月児	対象者数	491	501	515	512
	受診者数	488	490	510	506
	受診率	99.4	97.8	99.0	98.8
7 か月児	対象者数	506	508	524	507
	受診者数	487	480	496	494
	受診率	96.2	94.5	94.7	97.4
1歳6か月児	対象者数	500	502	524	533
	受診者数	483	478	517	509
	受診率	96.6	95.2	98.7	95.5
3 歳 児	対象者数	524	492	491	539
	受診者数	500	483	474	505
	受診率	95.4	98.2	96.5	93.7

③ 保健師等の訪問活動

保健師が地区担当制で、ハイリスクの妊婦、産婦、乳児、有所見の乳幼児、健診未受診児等の家庭訪問を実施しています。養育支援が必要な家庭には、関係部署等と連携を図りながら「養育支援家庭訪問事業」として訪問活動の充実を図っています。また、保健推進員が、妊婦・2か月児・3歳児の全家庭を訪問しています。2か月児の訪問については、「こんにちは赤ちゃん事業」として、特に重点をおいており、複数回の訪問をしても不在の場合、保健師が状況確認をしています。保健推進員の訪問技術の向上のための研修も行っています。

■保健師の訪問活動状況■

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊産婦	368	570	539	540
乳幼児	448	690	644	607

■保健推進員の訪問活動状況■

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦	489	503	493	519
乳幼児	1469	1446	1490	1495
合計	1958	1949	1983	2014

#### ④ 各種相談事業

##### ●育児相談

育児に関する相談に応じた適切な情報提供・助言を行い、保護者の不安の軽減を図るとともに、親子のふれあい、保護者同士の交流のための場を提供しています。

##### ●ことばの相談

1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等で、ことばの遅れが疑われる児等に対して心理士による発達相談を行っており、経過観察や他機関等へ紹介が必要なケースには、継続支援をしています。

##### ●年中児すくすく子育て相談会（5歳児発達相談）

子どもに対しては発達の促進を、保護者に対しては子どもの発達特性を理解し育児不安の解消を促すことを目的に、年中児とその保護者を対象に平成25年度（2013年度）から実施しています。事業の普及啓発や、関係機関との連携を深め実施しています。

■各種相談事業の実施状況■ （単位：回、人）

事業名	対象者	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育児相談	乳幼児とその保護者	実施回数	20	19	19	18
		参加者数	2101	1992	2087	2022
ことばの相談	幼児とその保護者	実施回数	17	18	17	15
		参加延人数	73	81	71	68
年中児すくすく子育て相談会	年中児とその保護者	実施回数	8	9	12	11
		参加者数	52	59	55	48

#### ⑤ 各種母子保健講座等

各事業の継続と実施体制・内容の充実を図っています。

##### ●母親学級

1クール3回で年4クール実施しています。クールの3回目は、両親学級として夫婦で参加できる体制にし、赤ちゃんランド参加者との交流も図っています。妊娠・分娩・育児に関する適切な情報提供、助言を行うとともに、仲間づくりにもつなげています。参加者は増加傾向にあります。

##### ●赤ちゃんランド・育児サークル

生後2～5か月児とその両親を対象に年4回、母親学級の3回目と同時開催しています。育児に関する情報提供と仲間づくりを図り、育児サークルへ発展するよう支援しています。育児サークル数は横ばいで推移しています。

##### ●離乳食教室

生後3～6か月児の保護者を対象に、育児相談開催日と併せて隔月に実施し、離乳食に関する基本的な知識の周知を図っています。

●絵本の読み聞かせ

絵本を通じて健全な親子関係を育み、同世代の親子とふれあう機会とするため、乳幼児とその保護者を対象に実施しています。平成30年度（2018年度）からは、形態を変え、育児サークルで絵本の読み聞かせ講座を実施しています。

●元気っ子教室

「ことばの相談」で、ことばの発達に集団指導が効果的と判断された児とその保護者等を対象とした発達支援学級です。親子が遊びを通して絆を深め、児のことばの発達を促すとともに、親は子どもへの関わり方を学ぶ場となっています。また他の母子との交流や仲間づくりも推進しています。

●むし歯予防教室

幼稚園・保育園児を対象とし、歯科衛生士等が、虫歯予防についての健康教育を実施しています。

■各種母子保健講座等の実施状況■

(単位：人、組、回)

事業名	対象者	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母親学級	妊婦とその夫	実施回数	12	12	12	12
		参加延人数	182	157	177	220
赤ちゃんランド	生後2～5か月児	実施回数	4	4	4	4
		参加人数	157	167	144	164
育児サークルの育成	乳幼児とその保護者	サークル数	15	17	17	14
		参加延組数	1008	974	1044	819
離乳食教室	生後3～6か月児とその保護者	実施回数	6	6	6	6
		参加延人数	119	114	137	136
絵本の読み聞かせ	乳幼児とその保護者	実施回数	22	24	12	—
		参加親子延組数	163	165	120	—
元気っ子教室	幼児とその保護者	実施回数	12	12	12	12
		参加親子延組数	104	100	107	79
むし歯予防教室	園児等	実施回数	18	18	17	17
		参加延人数	978	923	944	1010

### 3 アンケートからみる状況

#### (1) 調査の概要

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1.調査対象者と抽出方法	市内に居住する就学前児童のいる世帯の保護者を対象とし、2,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。	市内に居住する小学生のいる世帯(就学前児童のいる世帯を除く)の保護者を対象とし、1,000世帯を住民基本台帳より無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。
2.調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
3.調査期間	平成30年(2018年)12月	平成30年(2018年)12月
4.回収状況	配布数 2,000 回収数 950 回収率 47.5%	発送数 1,000 回収数 503 回収率 50.3%

#### (2) 就学前児童調査結果

※前回結果と比較して特徴的なものについて整理しました。

- 就労していない母親の就労希望は「パート・アルバイト等」が増加しています。(前回53.9%、今回68.3%)
- 将来の利用希望サービスは「認可保育所」「認定こども園」が増加しています。(「認可保育所」前回37.4%、今回41.8%、「認定こども園」前回14.2%、今回15.2%)
- 子育て支援サービスの利用状況では「病児保育」の利用率が増加しています。(前回6.9%、今回12.9%)
- 育児休業を取得した、あるいは取得中である割合が増加しています。(前回25.5%、今回32.2%)
- 子育て支援サービス情報の入手しやすさについては「感じる」が増加しています。(前回10.3%、今回14.0%)
- ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知率は増加しています。(前回6.6%、今回14.7%)

### (3) 小学生児童調査結果

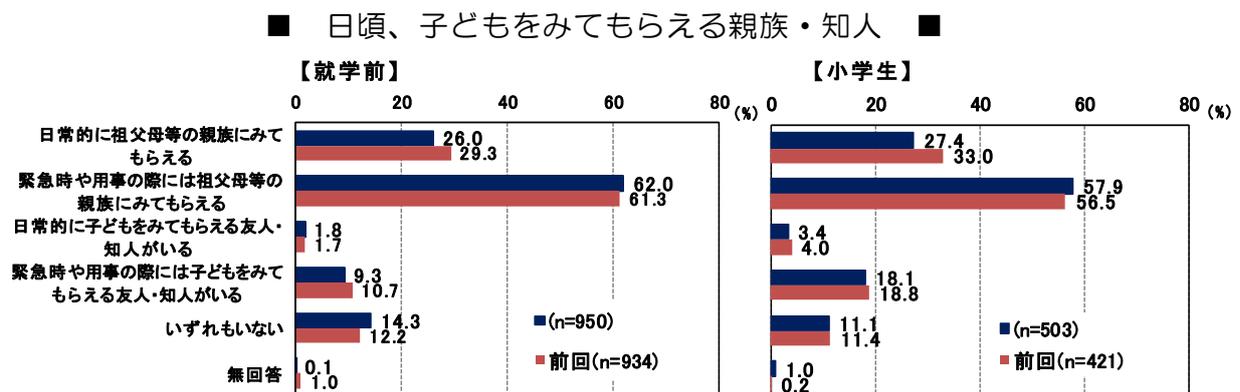
※前回結果と比較して特徴的なものについて整理しました。

- 就労していない母親の就労希望は「パート・アルバイト等」が増加しています。  
(前回60.0%、今回80.0%)
- 現在の放課後の過ごし方では「放課後児童クラブ」が増加しています。  
(前回10.2%、今回14.7%)
- 今後の放課後の過ごし方では「放課後児童クラブ」が微減しています。  
(前回13.8%、今回13.1%)
- 「自宅」「習い事」が増加しています。  
(「自宅」前回75.5%、今回80.3%、「習い事」前回50.6%、今回52.9%)
- ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知率は増加しています。  
(前回5.9%、今回15.5%)

### (4) その他主要結果

#### ①預かってもらえる人

日頃、子どもを預かってもらえる人を見ると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前26.0%、小学生27.4%、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前62.0%、小学生57.9%となっていることから、本市には、何らかの形で祖父母の支援を受けることのできる人が多くなっています。また、祖父母に預けることについては6～7割程度が特に問題はないとしています。友人や知人の場合は半数弱に減少し、負担をかけているという意識が強くなっています。前回と比較しても、大きな差は見られません。



## ②身の回りの世話をする上で気軽に相談できる人・場所

身の回りの世話（教育含む）をする上で気軽に相談できる人、場所についてみると、「いる/ある」は、就学前が95.6%、小学生で91.8%となっています。

相談できる人・場所としては、「祖父母等の親族」と「友人や知人」が圧倒的に多くなっています。就学前では、「保育士」や「幼稚園教諭」も多くなっています。

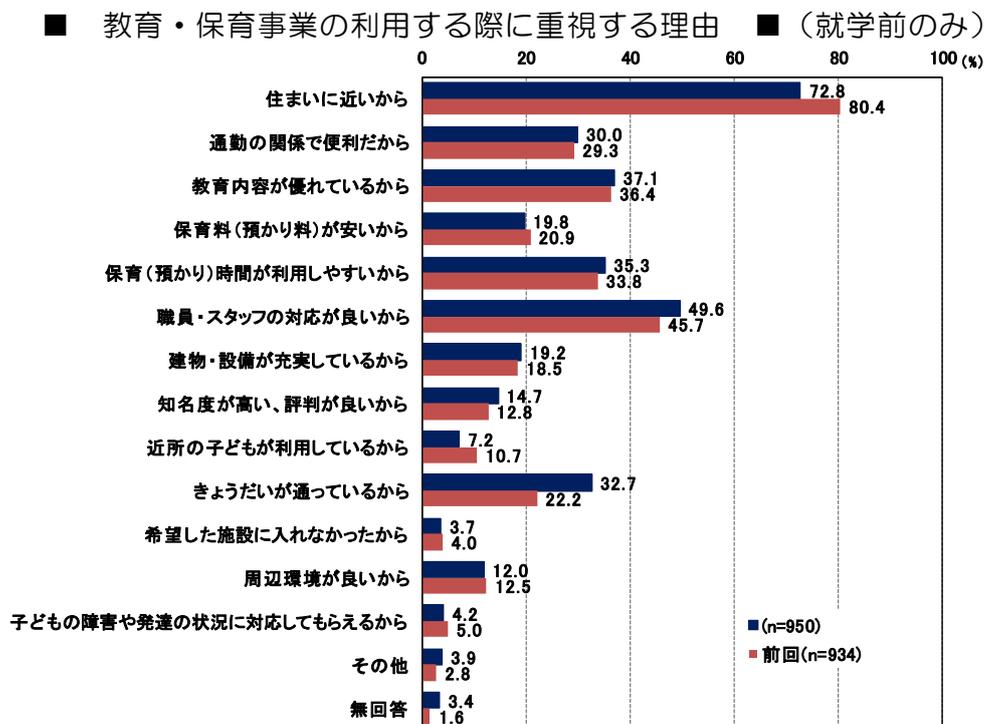
また、0歳児の保護者では、「子育て支援施設（子育て支援センター等）」（18.8%）や「保健センター」（17.8%）も大切な相談先となっています。

就学前		小学生	
祖父母等の親族	83.3%	友人や知人	77.9%
友人や知人	75.6%	祖父母等の親族	76.0%
保育士	24.6%	学校の教諭・職員	19.0%
幼稚園教諭	18.5%	近所の人	10.8%
かかりつけの医師	10.1%	かかりつけの医師	4.1%

## ③教育・保育事業の利用する際に重視する理由

教育・保育事業を利用する際に重視する理由としては、「住まいに近いから」が72.8%と圧倒的に多くなっています。次いで「職員・スタッフの対応が良いから」（49.6%）、「教育内容が優れているから」（37.1%）、「保育（預かり）時間が利用しやすいから」（35.3%）、「きょうだいが通っているから」（32.7%）、「通勤の関係で便利だから」（30.0%）となっています。

前回と比較して、「きょうだい通っているから」（今回32.7%、前回22.2%）が大きく増加しています。

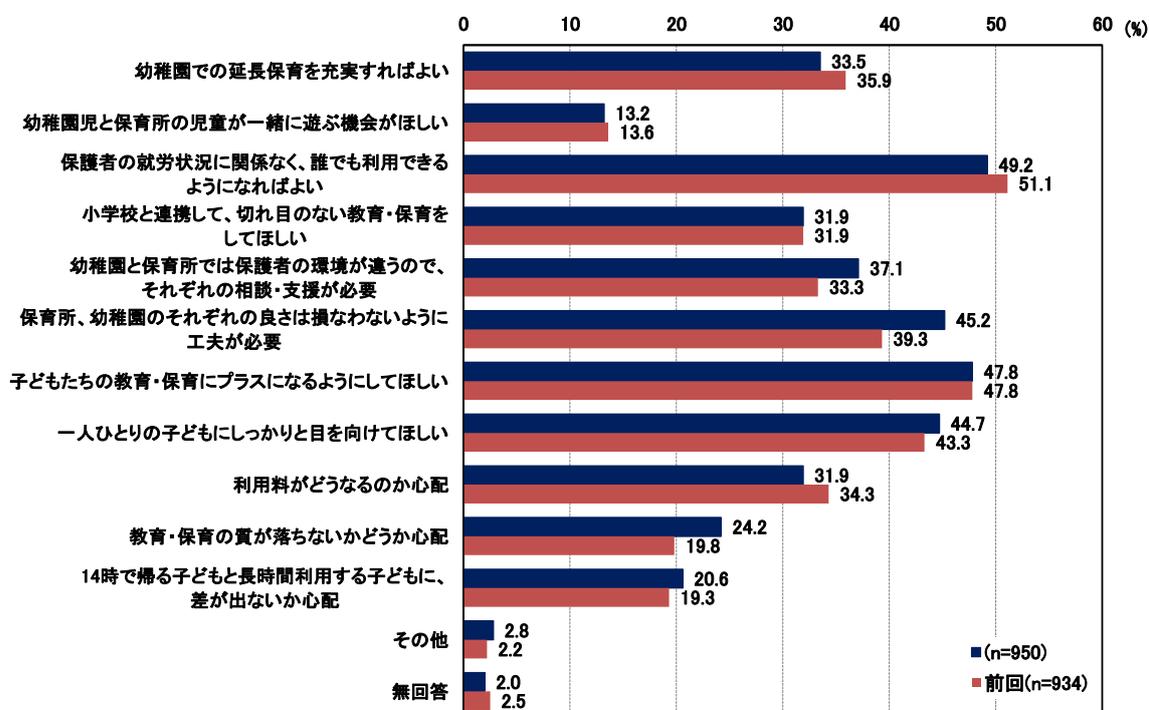


#### ④ 幼保一体化について

認定こども園等のように、幼稚園の良さと保育所の良さをひとつの施設で同時に提供する幼保一体化については、「保護者の就労状況に関係なく、誰でも利用できるようなればよい」(49.2%)、「子どもたちの教育・保育にプラスになるようにしてほしい」(47.8%)、「保育所、幼稚園のそれぞれの良さは損なわないように工夫が必要」(45.2%)、「一人ひとりの子どもにしっかりと目を向けてほしい」(44.7%)等、特定の意見に偏らず、多様な意見があげられています。

前回と比較すると、「幼稚園と保育所では保護者の環境が違うので、それぞれの相談・支援が必要」(今回37.1%、前回33.3%)「保育所、幼稚園のそれぞれの良さは損なわれないように工夫が必要」(今回45.2%、前回39.3%)「教育・保育の質が落ちないかどうか心配」(今回24.2%、前回19.8%)が大きく増加しています。

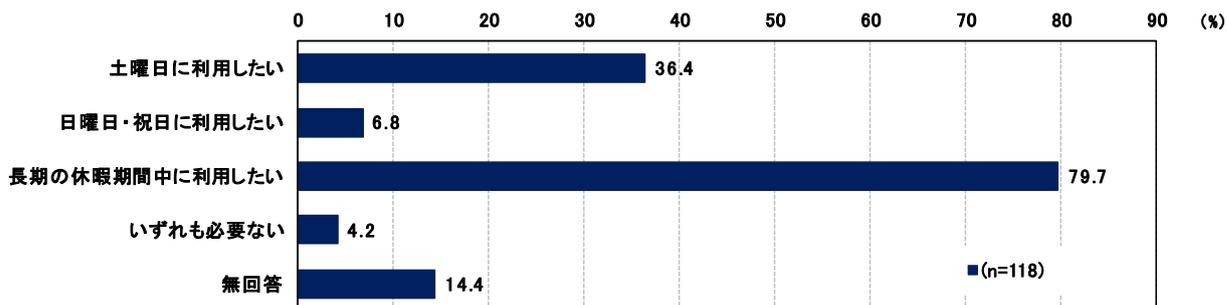
■ 幼保一体化 ■ (就学前のみ)



**⑤土曜日、日曜日・祝日、長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用意向**  
**就学前の児童がいる人**

小学校低学年及び高学年で、放課後児童クラブを利用したいと回答した84人（全体の8.8%）について、その利用頻度を尋ねたところ、「土曜日に利用したい」は36.4%、「日曜日・祝日に利用したい」は6.8%、「長期の休暇期間中に利用したい」が79.7%と圧倒的に多くなっています。

■放課後児童クラブの利用意向■（就学前のみ）



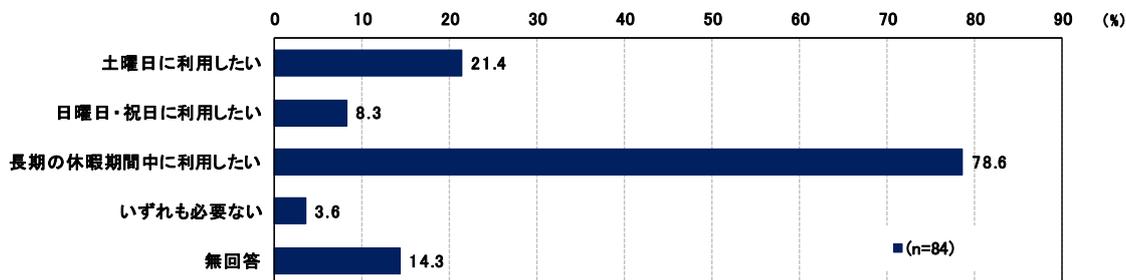
〈 希望する利用時間帯 〉

利用意向	平均	開始	終了
土曜日	平均	8:16	16:39
日曜日・祝日	平均	7:53	17:53
長期の休暇期間中	平均	8:16	17:14

**⑥土曜日、日曜日・祝日、長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用意向**  
**小学生の児童がいる人**

平日の放課後に放課後児童クラブの利用を考えている人（84人、全体の16.7%）について、利用意向をみると、「土曜日に利用したい」が21.4%、「日曜日・祝日に利用したい」が8.3%、「長期の休暇期間中に利用したい」が78.6%となっています。

■放課後児童クラブの利用意向■（小学生）



〈 希望する利用時間帯 〉

利用意向	平均	開始	終了
土曜日	平均	8:14	16:40
日曜日・祝日	平均	8:15	16:24
長期の休暇期間中	平均	8:10	17:01

## ⑦各種子育て支援事業等の利用状況について

下松市が実施している各種子育て支援事業等についての認知、利用経験、今後の利用意向について尋ねました。

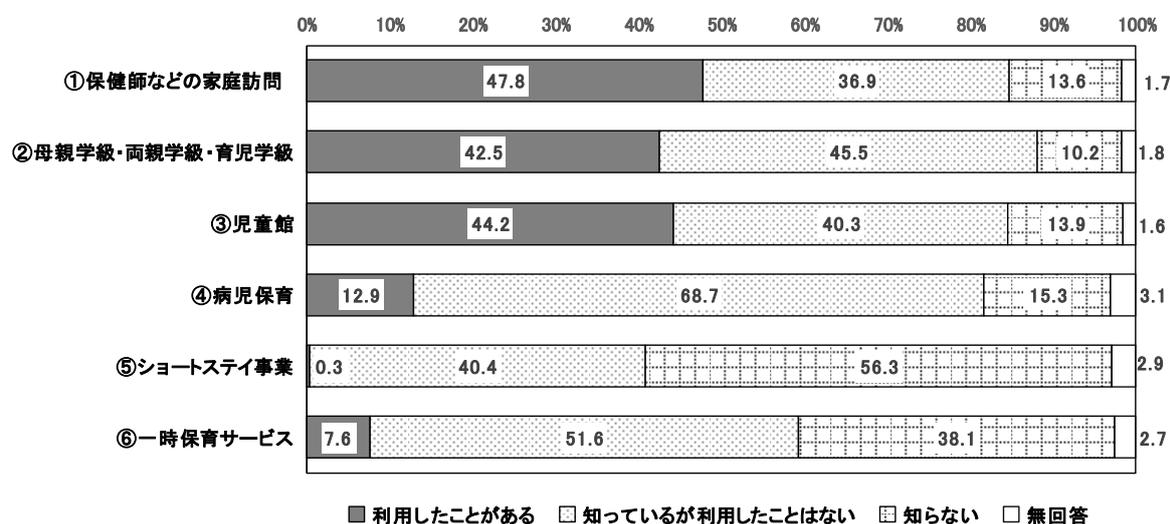
就学前児童保護者では、保健師等の家庭訪問、母親学級・両親学級・育児学級、児童館、小学生保護者では、母親学級・両親学級・育児学級、児童館の利用率（「利用したことがある」）、認知率（「利用したことがある」＋「知っているが利用したことはない」）は高くなっています。

病児保育は、認知率は高いものの、利用率は10%前後となっています。

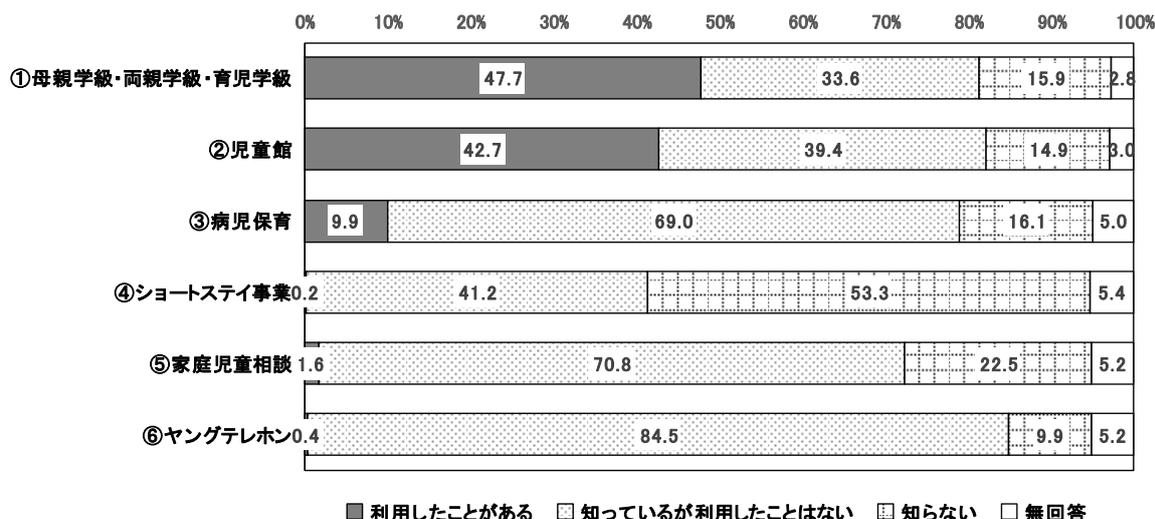
ショートステイ事業は、認知率も利用率も他のサービスに比べると低くなっています。

ヤングテレホン、家庭児童相談は、利用率は低いものの、認知率は高くなっています。

■就学前児童保護者の子育て支援サービスの利用状況■ (n=950)



■小学生保護者の子育て支援サービスの利用状況■ (n=503)

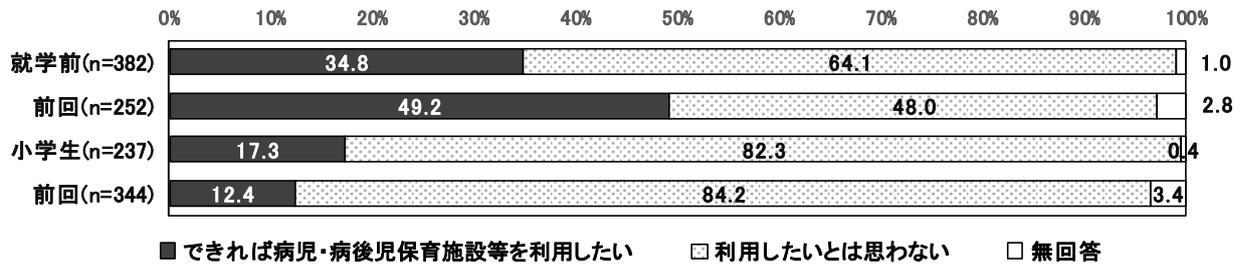


### ⑧ 病児・病後児保育

父親または母親が休んだ（就学前382人：全体の40.2%、小学生237人：全体の47.1%）際、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」は、就学前で34.8%、年間5.50日、小学生で17.3%、年間2.70日、となっています。

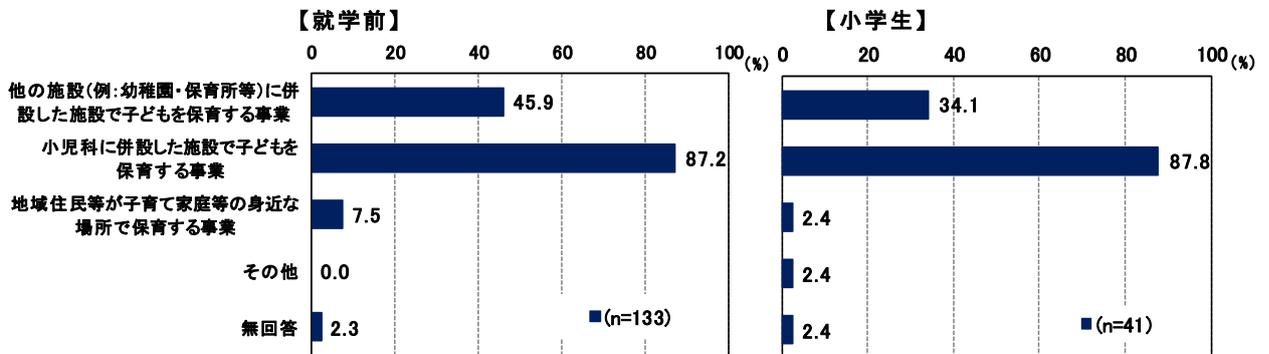
前回と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前（今回34.8%、前回49.2%）では減少し、小学生（今回17.3%、前回12.4%）では増加しています。

■ 利用意向 ■



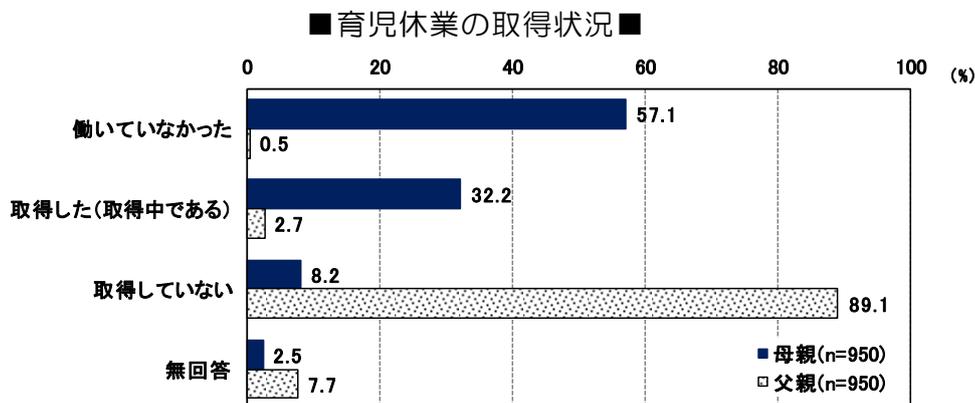
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい		
就学前	5.50	日/年
小学生	2.70	日/年

■ 望ましい事業形態 ■



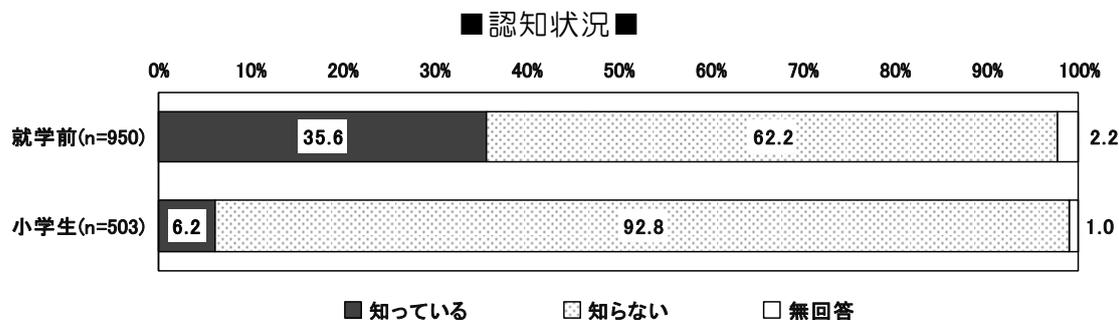
### ⑨ 育児休業の取得状況

アンケート対象となった子どもが生まれた時の母親又は父親の育児休業制度の利用経験をみると、母親では「働いていなかった」が57.1%と最も多くなっています。次いで「取得した（取得中である）」が32.2%、「取得していない」が8.2%となっています。一方、父親では「取得していない」が89.1%と圧倒的に多くなっています。



### ⑩ 育児を応援する行政サービスガイド「ママパパ」の認知状況

育児を応援する行政サービスガイド「ママパパ」の認知状況をみると、「知っている」は、就学前で35.6%ですが、小学生で6.2%と1ケタ台にとどまっています。



### ⑪ 地域の人に助けられていること

地域の人に助けられていることとしては、小学生で、「子どもの通園、通学の見守り」と「普段からの子どもたちの見守り」の多さが目立っています。

就学前		小学生	
普段からの子どもたちの見守り	32.6%	子どもの通園、通学の見守り	64.2%
子どもの通園、通学の見守り	22.4%	普段からの子どもたちの見守り	61.2%
施設や町内のイベント等へ一緒に参加	16.9%	施設や町内のイベント等へ一緒に参加	26.6%
短時間の子どもの預かり	9.7%	子どもの送り迎え	11.7%
子どもの送り迎え	7.1%	短時間の子どもの預かり	11.5%

### ⑫ 助けてほしいこと

地域の人に助けてほしいこととしては、就学前、小学生とも、「子どもの通園、通学の見守り」と「普段からの子どもたちの見守り」が多くなっています。また、就学前では、「短時間の子どもの預かり」も多くなっています。

就学前		小学生	
子どもの通園、通学の見守り	21.6%	子どもの通園、通学の見守り	11.7%
普段からの子どもたちの見守り	20.6%	普段からの子どもたちの見守り	11.5%
短時間の子どもの預かり	19.9%	短時間の子どもの預かり	9.9%
子どもの送り迎え	15.1%	子どもの送り迎え	9.9%
施設や町内のイベント等へ一緒に参加	8.8%	施設や町内のイベント等へ一緒に参加	5.0%

### ⑬ 助けてあげられること

地域の人を助けてあげられることとしては、就学前、小学生とも「普段からの子どもたちの見守り」が最も多くなっていますが、特に多くあげられている項目はみられません。

就学前		小学生	
普段からの子どもたちの見守り	14.8%	普段からの子どもたちの見守り	11.3%
子どもの通園、通学の見守り	11.7%	施設や町内のイベント等へ一緒に参加	11.1%
施設や町内のイベント等へ一緒に参加	9.4%	短時間の子どもの預かり	10.7%
短時間の子どもの預かり	7.9%	子どもの通園、通学の見守り	10.7%
子どもの送り迎え	7.6%	子どもの送り迎え	9.7%

#### ⑭子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安や負担についてみると、就学前と小学生では、順位の変動はありますが、上位にあげられる項目に大きな差はみられません。

その中で、就学前では「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」、小学生では「地域の治安、交通安全等に不安がある」があげられている点が注目されます。

就学前		小学生	
子どもの病気や発達について	38.5%	経済的な不安、負担がある	25.8%
経済的な不安、負担がある	31.3%	地域の治安、交通安全等に不安がある	22.9%
子どもの食事や栄養について	31.1%	子どもの病気や発達について	21.3%
育児や子どもの教育方法について自分の教育力に不安がある	26.3%	育児や子どもの教育方法について自分の教育力に不安がある	19.1%
仕事や自分のやりたいことが十分にできない	23.9%	子どもの食事や栄養について	13.3%

#### ⑮充実してほしい支援策

順位に差はあるものの、充実してほしい支援策としてあげられた上位項目はほぼ共通しています。

その中で、異なる点をあげると、就学前では「保育所や放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」、小学生では「子どもの安全を確保する対策を充実する」があげられます。

就学前		小学生	
親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する	55.3%	子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）	42.5%
親子が安心して集まれる集いの場等の屋内の施設を整備する	46.7%	親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する	42.1%
安心して子どもが医療機関（小児救急等）を利用できる体制を整備する	43.7%	安心して子どもが医療機関（小児救急等）を利用できる体制を整備する	36.0%
保育所や放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預ける施設を増やす	42.0%	子どもの安全を確保する対策を充実する	31.4%
	40.6%	親子が安心して集まれる集いの場等の屋内の施設を整備する	29.2%

## 4 第2期に向けての課題のまとめ

ここでは、アンケート調査結果、第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画の主要課題について、次世代育成支援の観点から、第1期の6つの基本施策に準拠して整理しました。

### (1)「基本施策1 社会や家庭における子育て意識の啓発」関連主要課題

#### ①子育て意識

- パンフレットスタンドの設置、子育てサークル・団体についての情報冊子、チラシを設置・配布とともに、ママパパアプリに情報掲載しており、ママパパアプリの更なる活用を検討する必要があります。
- 育児相談及び離乳食教室、赤ちゃんランド（出産後の親子交流会）、子育て講座等を開催し、親の学習機会の拡充に努めました。親の学習機会の充実を継続実施する必要があります。
- 「第5次下松市男女共同参画プラン」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「下松市女性活躍推進計画」に掲げる施策を行い、仕事と子育ての両立が図れるよう、さらに男女共同参画の推進を図る必要があります。

### (2)「基本施策2 母子保健施策の充実」関連主要課題

#### ①健康診査

- 妊婦一般健康診査、妊婦歯科健診等を実施していますが、受診勧奨を今後も継続実施する必要があります。
- 乳児健康診査（1・3・7か月児）幼児健康診査（1歳6か月・3歳児）各健康診査の受診率は93%以上と高く、今後も継続実施する必要があります。
- 予防接種事業は円滑に実施できており、今後も周知を図り継続実施する必要があります。

#### ②育児相談・保健指導

- 育児相談については、多くの件数に対応しており、育児相談を通じて、必要な情報提供を行い、保護者の不安軽減に努めています。今後も継続実施する必要があります。また、ことばの相談は、児のことばのみならず行動面での相談、保護者の育児不安への対応の場にもなっています。相談者の増加に対して回数を増やす等、タイムリーに相談できるよう配慮する必要があります。
- 母子健康手帳交付時に全妊婦にアンケートを実施し、その場で保健指導や情報提供をしています。また、セルフプランの策定や全妊婦に対して電話による状況把握を実施し、切れ目のない支援ができるように努める必要があります。
- 母親学級・両親学級、赤ちゃんランド、保健師による妊産婦・新生児・乳幼児・未

熟児・養育支援家庭等訪問、離乳食教室、むし歯予防教室等を実施して好評を得ており、今後も継続実施する必要があります。

### ③不妊治療支援

- 不妊治療費助成については、所得制限の撤廃、不育症の助成を開始し、対象者の幅が広がっています。今後も継続実施する必要があります。

## (3)「基本施策3 行政による子育て支援」関連主要課題

### ①情報提供体制

- アンケート調査では、子育て支援サービス情報を入手しやすいと感じる人が増加しています。
- 情報提供については、子育て支援センターや公民館等へのチラシ設置とともに、ママパパアプリの活用のため、提供情報の充実、利用しやすい工夫及び登録者の拡充を図る必要があります。
- 母子手帳交付時や就学時健診時に「子育てお助け情報リーフレット」を配布していますが、子育てに関する情報を1枚のリーフレットにまとめ、利用しやすい工夫をする必要があります。

### ②相談体制

- 子どもや保護者、妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を利用できるよう、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな相談体制を充実する必要があります。また、各関係機関との情報共有や綿密な連携を図る必要があります。
- 安心して相談ができるように相談窓口のチラシを作成し、積極的に周知を図る必要があります。

## (4)「基本施策4 地域による子育て支援」関連主要課題

### ①地域活動

- 市内の子ども会が減少傾向にある中、子ども会の意義や有益性を伝える等の具体的な対策について検討する必要があります。
- 自治会、老人クラブ等地域団体等の交流、子育てサークルへの支援や連携強化については活動の一層の充実が必要となっています。
- 全ての親が安心して子育てや家庭教育ができる地域づくりに取り組むため、地域での家庭教育を支援する必要があります。

## (5)「基本施策5 子育てと仕事の両立支援」関連主要課題

### ①広報・啓発

- アンケート調査では、就学前の保護者、小学生の保護者ともにワーク・ライフ・バランスという言葉の認知率は増加しています。また、就学前の保護者については、

育児休業を取得した、あるいは取得中である割合が増加しており、「ワーク・ライフ・バランス読本」「ワーク・ライフ・バランスで笑顔の生活」「働く女性のハンドブック」を窓口を設置し普及啓発に努めています。また、企業に対して、「やまぐち子育て応援企業制度」や「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の普及啓発に努めていますが、今後は、中小企業に対する両立支援に関する助成制度等の周知を図る必要があります。

## ②職場環境

- 結婚、妊娠、出産しても継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけに努めています。女性の再就職のため、下松職業安定所と連携し、求人情報や就職セミナーに関する情報等を庁舎ロビーに掲示しています。また、創業をめざす女性に対して、山口県の「WIS やまぐち」を紹介しています。併せて、事業所内保育施設の充実を図る必要があります。

## ③女性への支援

- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進する必要があります。
- 出会いの機会創出を目的としたイベント、国や県が実施している事業についてのパンフレットの窓口への設置等を実施していますが、より効果的なアイデアを検討するとともに、周知を図る必要があります。

## ④保育サービス

- アンケート調査では、「認可保育所」「認定こども園」が将来の利用希望サービスとして増加しています。また、子育て支援サービスについては「病児保育」の利用率が増加しています。
- 多様な保育ニーズに対して、乳児保育、延長保育、一時預かり、障害児保育等の特別保育を継続実施するとともに、待機児童対策として幼稚園の一時預かりの強化を図る必要があります。また、保育士の保育技術と内容の向上、病児・病後児保育の充実、ファミリーサポートセンターの利用促進のためのPRの強化、幼稚園の認定こども園への移行等とともに、保育施設の整備等を利用希望者数により検討する必要があります。

## ⑤地域子育て支援センター

- より質の高いサービスの提供に努めるとともに、効率的な運営を目指し、地域子育て支援センターの機能強化を図る必要があります。

## ⑥学童保育

- アンケート調査では、現在は放課後の過ごし方として「自宅」「習い事」が増加しています。
- 放課後児童クラブの利用ニーズに合う供給量の確保とともに、開所時間の延長を検討する必要があります。また、新・放課後子ども総合プランの推進のため、新たなスタッフの確保を図る必要があります。

## (6)「基本施策6 安心して子育てができる生活環境の整備」関連主要課題

### ①交通安全

- 道路パトロールや老朽化点検に基づく計画的な交通安全施設整備を促進するとともに、通学路安全プログラムを通じ、児童生徒の安全確保に努める必要があります。

### ②子どもの遊び場

- 体験型農業公園の整備、都市公園の整備、校庭の開放等による子どもの健全な遊び場の提供を継続実施する必要があります。
- 公共施設の新設に際しては、子育て世帯に配慮した施設整備をする必要があります。

### ③防犯

- 子どもが犯罪等に巻き込まれないようにするため、防犯パトロール隊及び地域見守り隊が登下校時の見守り活動を行っていますが、高齢化により双方とも隊員が大幅に減少したことから、新たにわんわんパトロール隊及びランランパトロール隊の募集を開始しました。公民館と連携し、引き続き、隊員確保に努める必要があります。
- 地域の団体と協力し、安全・安心なまちづくりに継続して取り組む必要があります。

### ④ひとり親家庭

- ひとり親家庭に対しては、母子父子自立支援員を中心として、相談や自立に向けた支援等を行っております。引き続き、ハローワークなど関係機関と連携した取組の強化が必要となっています。

### ⑤障害児

- 障害児と保護者が身近な地域で専門的な支援が受けられるよう、障害児福祉計画に基づくサービスを充実させていくとともに、地域の社会資源やボランティアが協働して障害児にもやさしい子育て環境を創っていく必要があります。
- 子育てに悩んでいる保護者の孤立化を防止するとともに、コミュニケーションに支援が必要な発達障害児や自閉症児等に対して、二次障害を引き起こさない環境の整備が必要です。

### ⑥いじめ、不登校、児童虐待の防止

- 家庭の養育環境に起因する問題行動や学校だけで解決することが困難な事案に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置時間を十分に確保しています。今後は、一人ひとりの児童生徒にきめ細やかに対応するため、継続実施する必要があります。
- 児童虐待防止対策については、必要に応じて随時、個別ケース検討会議を継続実施し、関係機関と連携して取り組む必要があります。

### ⑦青少年健全育成

- 子どもたちを取り巻く急激な社会環境の変化に対応しながら、地域、学校、家庭の各関係団体と連携し、青少年の健全育成及びその環境づくりに努めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的方向

### 1 計画の理念及び目標

本市で安心して子どもを産み育てられるまちづくりを、家庭・地域・行政で支えあいながら推進していくこと、心も体も健全で、人を思いやることのできる優しい子どもたちを育てるため、教育・保育の質の向上を目指すことは不変であり、第2期計画においても、継承することとします。

#### 【基本理念】

安心☆優しさ☆支えあい  
☆子育て三つ星シティ くだまつ

#### 【基本目標】

- ◆ライフステージに合わせた切れ目のない支援による、安心の仕組みづくり
- ◆優しい気持ちで「親育ち・子育ち」ができるまちづくり
- ◆地域社会全体で子育てを支えあう環境づくり

## 2 計画の基本的な視点

第1期計画では、以下の10の基本的視点を設定しています。

これら10の視点は次世代育成支援にとっては普遍的な視点であり、第2期計画においても、働き方の多様化とそれに関連する教育・保育ニーズの多様化等子どもを取り巻く環境が変化する中、改めて、子どもは未来を担う大切な宝であり地域全体で支えていくという考え方を踏まえ、これらの視点を踏襲していきます。

### 視点1 子どもの視点

○子どもの権利及び利益を尊重するとともに、“人情あふれる心豊かなまちづくり”を進め、次代を育む親として、心の優しい思いやりのある子どもに育てていくことを目指す視点。

### 視点2 子育て家庭の視点

○子育てに対する親の誇りと自覚を高め、男女が共同して子育てを行うとともに、家庭における養育力の向上を図るため、気軽に参加できる学習会の開催等子育て環境の整備を目指す視点。

### 視点3 子育て支援サービスの利用者の視点

○子育てと仕事の両立を支援し、多様なニーズに対し柔軟できめ細かな子育て支援サービスを実施するとともに、子育て支援サービスに関する情報の周知を図り、利用者の利便性の向上を目指す視点。

### 視点4 地域社会全体による支援の視点

○“子どもは地域の宝”という認識のもと、地域社会全体で子育てを支援していく意識を高めるため、地域における人材の掘り起こしや公共施設等の積極的な活用を目指す視点。

### 視点5 仕事と生活の調和実現の視点

○働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を社会全体の運動とし、国・自治体や企業を始めとする関係者が連携して地域の実情に応じた展開を図る視点。

### 視点6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

○「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を推進することで、市民一人ひとりのもつライフステージごとの課題の解決を目指す視点。

### 視点7 全ての子どもと家庭への支援の視点

○要保護児童を含め次代を担う全ての子どもの健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、総合的な子育て支援に取り組むとともに、子育てに不安や悩みを抱える家庭への相談体制を強化し、家庭の自立と子どもが社会の一員として健やかに成長していくことを目指す視点。

### **視点8 地域における社会資源の効果的な活用の視点**

○地域の様々な子育てに関する社会資源を十分かつ効果的に活用するとともに、保育園、公民館、学校施設等の公共施設の活用を図る視点。

### **視点9 サービスの質の視点**

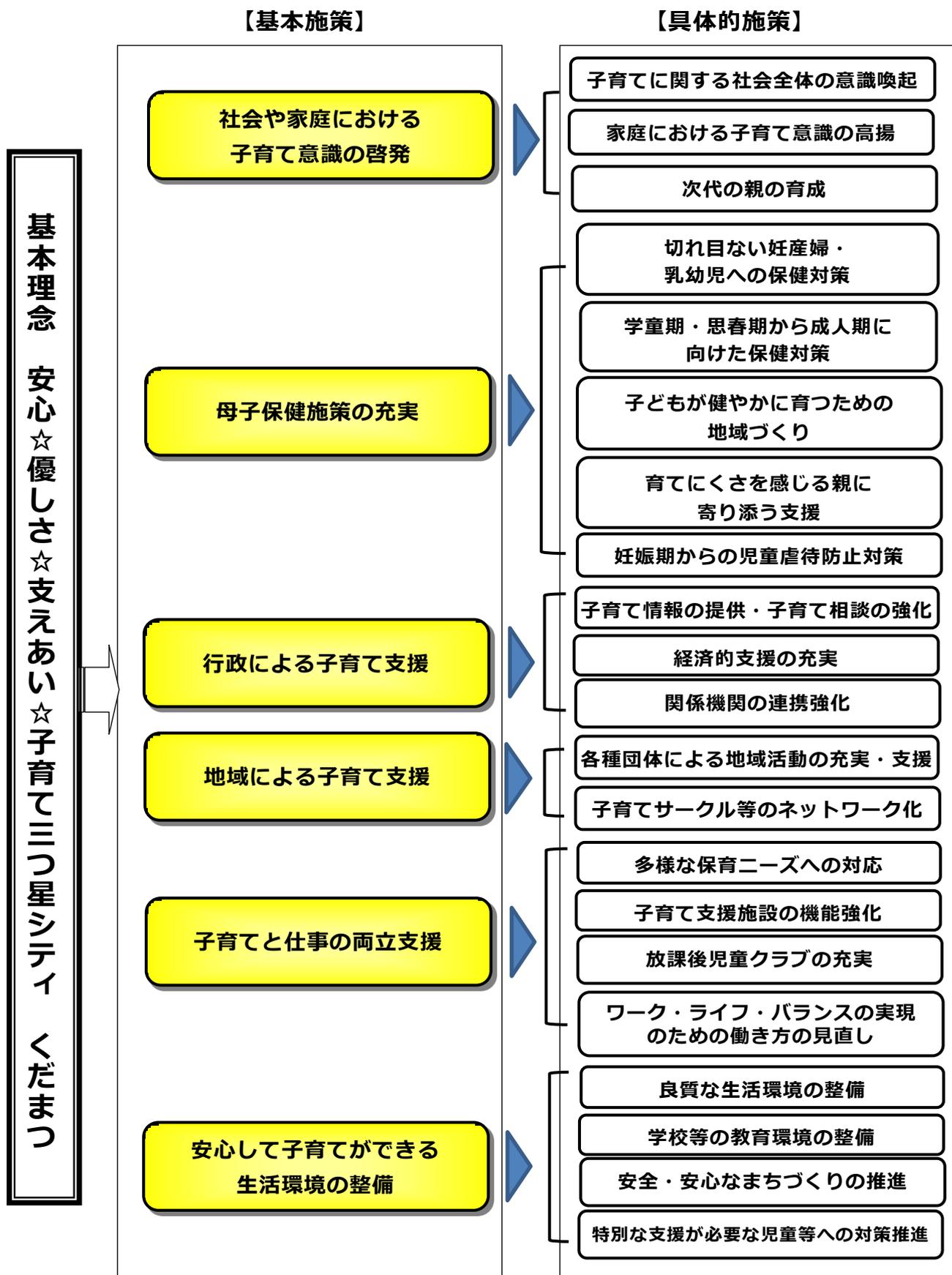
○利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するにあたって、適切なサービスの供給量とサービスの質を確保するための視点。

### **視点10 地域特性の視点**

○本市がもつ地域の特性を踏まえ、効果的な取組を進めていくための視点。



### 3 施策の体系



## 第4章 事業量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

### 1 教育・保育の提供区域の設定

第1期事業計画と同様、下松市全域を提供区域として定めます。

### 2 定期的な教育・保育事業の提供体制

#### (1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

第1期事業計画と同様、次の区分とします。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	

#### (2) 教育・保育事業の提供体制

(単位:人)

令和2年度	教育	保育	
	1号	2号	3号
	3~5歳	3~5歳	0~2歳
①需要量の見込み	840	669	589
②供給量(確保の方策)	840	705	528
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	840	705	429
特定地域型保育 <sup>※2</sup>	0	0	99
②-①=	0	36	-61

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

(単位:人)

令和3年度	教育	保育	
	1号	2号	3号
	3~5歳	3~5歳	0~2歳
①需要量の見込み	833	664	585
②供給量(確保の方策)	840	705	537
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	840	705	438
特定地域型保育 <sup>※2</sup>	0	0	99
②-①=	7	41	-48

(単位:人)

令和4年度	教育	保育	
	1号	2号	3号
	3～5歳	3～5歳	0～2歳
①需要量の見込み	824	657	578
②供給量(確保の方策)	840	695	556
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	840	695	438
特定地域型保育 <sup>※2</sup>	0	0	118
②-①=	16	38	-22

(単位:人)

令和5年度	教育	保育	
	1号	2号	3号
	3～5歳	3～5歳	0～2歳
①需要量の見込み	812	648	570
②供給量(確保の方策)	840	684	571
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	840	684	453
特定地域型保育 <sup>※2</sup>	0	0	118
②-①=	28	36	1

(単位:人)

令和6年度	教育	保育	
	1号	2号	3号
	3～5歳	3～5歳	0～2歳
①需要量の見込み	777	623	547
②供給量(確保の方策)	800	684	571
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	800	684	453
特定地域型保育 <sup>※2</sup>	0	0	118
②-①=	23	61	24

就学前の子どもに教育、保育等の総合的な提供を行う認定こども園については、移行を希望する施設が出てきた場合は、スムーズに移行できるように支援するとともに、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

また、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

潮音保育園の民営化計画については、現在の待機児童対策及び将来の乳幼児人口の状況に対応する調整が必要であり、延期する必要があります。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子育て支援事業は、以下の13事業です。それぞれの事業について、「需要量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行う等柔軟な対応を図ります。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

その他、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」も対象となっています。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

##### ①利用者支援事業

###### 事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

**供給体制**（子育て支援課窓口、下松市児童センター「わかば」、子育て世代包括支援センター「ハピスタくだまつ」）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
②供給量(確保の方策)	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所	各1か所
②-①=	0	0	0	0	0

## ②地域子育て支援拠点事業

### 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

### 対象年齢

0歳児～5歳児（主として、概ね3歳児未満の児童及びその保護者）

### 単位

人日/月

### 需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	4,318	4,138	4,067	4,011	3,967
②供給量(確保の方策)	4,318	4,138	4,067	4,011	3,967
②-①=	0	0	0	0	0

## ③妊婦健康診査

### 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

### 単位

人回/年間

### 需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	540	540	540	540	540
②供給量(確保の方策)	540	540	540	540	540
②-①=	0	0	0	0	0

## ④乳児家庭全戸訪問事業

### 事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

### 対象年齢

0歳児

### 単位

人/年

**需要量の見込みと供給量**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	540	540	540	540	540
②供給量(確保の方策)	540	540	540	540	540
②-①=	0	0	0	0	0

**⑤ 養育支援訪問事業****事業概要**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

**対象年齢**

0歳児～6歳児（就学前）

**単位**

人（支援対象人数）

**需要量の見込みと供給量**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	70	70	70	70	70
②供給量(確保の方策)	70	70	70	70	70
②-①=	0	0	0	0	0

**⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）****事業概要**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に預かり、必要な保護を行う。

**対象年齢**

0歳～18歳

**単位**

人日/年

**需要量の見込みと供給量**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	11	11	11	11	11
②供給量(確保の方策)	11	11	11	11	11
②-①=	0	0	0	0	0

## ⑦ファミリーサポートセンター（子育て援助活動支援事業）

### 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

### 対象年齢

0～5歳児、1年生～6年生

### 単位

人日/週

### 需要量の見込みと供給量

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	33	34	33	33	33
②供給量(確保の方策)	33	34	33	33	33
②-①=	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	27	26	26	25	25
②供給量(確保の方策)	27	26	26	25	25
②-①=	0	0	0	0	0

## ⑧-1一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

### 事業概要

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

### 対象年齢

3歳児～5歳児

### 単位

人/年

### 需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	4,320	4,286	4,236	4,177	4,005
②供給量(確保の方策)	4,320	4,286	4,236	4,177	4,005
②-①=	0	0	0	0	0

### ⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

#### 事業概要

共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを、定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行う。

#### 対象年齢

3歳児～5歳児

#### 単位

人/年

#### 需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	25,200	24,990	24,720	24,360	23,310
②供給量(確保の方策)	25,200	24,990	24,720	24,360	23,310
②-①=	0	0	0	0	0

### ⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

#### 事業概要

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育所等で保育を行う。

#### 対象年齢

0歳児～5歳児

#### 単位

人/年

#### 需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	6,944	6,461	6,213	5,989	5,621
②供給量(確保の方策)	3,600	3,600	3,600	6,000	6,000
②-①=	-3,344	-2,861	-2,613	11	379

## ⑨時間外保育事業（延長保育）

### 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育所等の開所時間を超えて、認定こども園、保育所等で保育を実施する。

### 対象年齢

0歳児～5歳児

### 単位

人/日

### 需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	578	564	556	548	534
②供給量(確保の方策)	1,233	1,242	1,251	1,255	1,255
②-①=	655	678	695	707	721

## ⑩病児保育事業

### 事業概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。

### 対象年齢

生後3か月～小学校6年生

### 単位

人日/年間

### 需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	915	893	880	868	845
②供給量(確保の方策)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②-①=	85	107	120	132	155

## ⑪放課後児童健全育成事業

### 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

### 対象年齢

1年生～6年生

### 単位

人/年間

### 需要量の見込みと供給量

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	704	721	702	702	697
②供給量(確保の方策)	672	706	740	740	740
②-①=	-32	-15	38	38	43
高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	139	136	137	129	132
②供給量(確保の方策)	128	134	140	140	140
②-①=	-11	-2	3	11	8

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。

### 供給体制

今後、国の指針等に基づき検討していきます。

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

### 供給体制

今後、国の指針等に基づき検討していきます。

## 第5章 基本施策

### 基本施策1 社会や家庭における子育て意識の啓発

#### 施策の方向

子どもは、「社会の希望」であり、子育ては次代の社会を築く重要な営みであり、家庭だけではなく、社会全体が子どもと子育てについて理解を深め、各々が協働の意識を有することは重要です。

父・母・その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、親の子育てに対する意識、子は次代の親であるという意識を、家庭や社会全体において高めるための様々な活動、支援を行っていきます。

#### (1) 子育てに関する社会全体の意識喚起

#### 進捗・課題

- ◇子育てに関する啓発活動として、児童手当等子育て関係情報について、ママパパアプリによるプッシュ送信、市広報及び市ホームページへの掲載により周知を図っています。ママパパアプリの積極的な活用を図るため、今後は情報提供の充実及び登録者の拡充を図ることが必要です。
- ◇子育てに関する啓発事業として、下松市保育協会の主催行事として、こいのぼりまつり、子どもの日の贈り物を実施しています。
- ◇子育てに関する啓発活動への支援として、サークルの紹介冊子やパンフレットを窓口を設置し、相談者に紹介をするとともに、ママパパアプリにも情報掲載しています。今後は、ママパパアプリの積極的な活用を検討する必要があります。



### ①啓発活動

施 策 概 要	市広報やママパパアプリを通して、子育てに対する啓発活動を活発に行います。
令和6年度 目 標 設 定	◆広報「潮騒」での啓発 … 随時 ◆ママパパアプリの活用 … 子育てに関する情報を掲載する専用アプリ「ママパパアプリ」を活用。
関連部署・機関	○子育て支援課

### ②啓発事業の開催

施 策 概 要	保育園・幼稚園の自主性を尊重しながら、こいのぼりまつり、子どもの日の贈り物を実施します。
令和6年度 目 標 設 定	◆こいのぼりまつりの実施 … 市内全保育園参加を継続 ◆子どもの日の贈り物の実施 … 保育園・幼稚園・認定こども園・タツノ子ハウス
関連部署・機関	○子育て支援課

### ③啓発活動への支援

施 策 概 要	様々なサークルの紹介冊子やパンフレットを窓口に設置し、民間団体が行う各種啓発活動について、積極的な支援を行います。
関連部署・機関	○子育て支援課



## (2) 家庭における子育て意識の高揚

### 進捗・課題

- ◇乳児とその保護者を対象とした「赤ちゃんランド」、「育児相談」、「離乳食教室」を開催し親の学習機会の拡充に努めました。
- ◇全ての保護者に対する家庭教育の学習機会として、就学時健康診断時における子育て講座を実施し、「親としての心構え」や「発達に応じた育児」について考える機会を提供しています。
- ◇子育てに関する男女共同参画の推進を図るため、「第5次下松市男女共同参画プラン」及び「下松市女性活躍推進計画」「下松市DV対策基本計画」に基づき、講演会の開催、啓発紙の配布やポスターの掲示、DV相談等を実施し、男女共同参画意識の醸成を図っています。これらの事業を継続的に実施するとともに、市民意識及び事業所実態調査により現状の把握に努める必要があります。
- ◇母親学級の3回目を両親学級として実施し、両親、家族で協力して子育てに取り組めるように支援します。また、赤ちゃんランドも父親に参加してもらえるように周知しました。家庭における子育て意識の高揚のためには、切れ目のない支援が大切です。今後も継続実施する必要があります。

### ①親の学習機会の拡充

施 策 概 要	<p>子どもの年齢や多様なニーズに対応した、気軽に参加できる子育て講座等を開催し、学習機会の拡充を図ります。</p> <p>就学時健康診断を利用し、全ての保護者を対象にした家庭教育の学習機会を提供します。</p>
令 和 6 年 度 目 標 設 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児相談 … 回数を増やし年30回以上</li> <li>◆離乳食教室 … 年6回を継続</li> <li>◆赤ちゃんランド … 年4回を継続</li> <li>◆就学時健康診断時における子育て講座 … 全小学校で開催</li> </ul>
関連部署・機関	○健康増進課、生涯学習振興課

## ②子育てに関する男女共同参画意識の醸成

<p><b>施 策 概 要</b></p>	<p>「第5次下松市男女共同参画プラン」に基づき、学校教育、生涯学習、講演会、啓発紙の配布やポスターの掲示等様々な機会を通じて、家庭や地域等あらゆる場面における固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男女平等や男女共同参画の意識啓発を図ります。</p> <p>また、「下松市女性活躍推進計画」に基づき、関係機関や団体等と連携し、男女がともに仕事と、子育て等の家庭生活を希望に応じて展開できるよう、就労の場における男女共同参画についての取組を推進します。男性については、仕事中心のライフスタイルから家庭や地域活動への参画を進めます。</p> <p>さらに、「下松市DV対策基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力等、子どもへの悪影響が指摘されている暴力の防止のため、あらゆる暴力を許さない気運の醸成を図るとともに、相談窓口の周知を行い、関係機関等と連携し、被害者や同伴の子どもの状況に応じたきめ細かな相談対応に努めます。</p>
<p><b>令 和 6 年 度 目 標 設 定</b></p>	<p>◆男女共同参画講演会の開催 … 年1回</p> <p>◆女性活躍推進に関するセミナー等の開催 … 年1回</p> <p>◆人権・男女共同参画・DV等に関する相談の実施 … 随時</p> <p>◆市民意識調査及び事業所実態調査 … 令和4年度に実施予定</p>
<p><b>関連部署・機関</b></p>	<p>○人権推進課</p>

## ③親としての自覚向上への支援

<p><b>施 策 概 要</b></p>	<p>親としての心構えや自覚を高めるため、育児講座等への積極的な参加を支援します。</p>
<p><b>令 和 6 年 度 目 標 設 定</b></p>	<p>◆妊婦の家族の母親学級への参加人数 … 年50人</p> <p>◆父親の赤ちゃんランドへの参加人数 … 年30人</p>
<p><b>関連部署・機関</b></p>	<p>○健康増進課</p>

### (3) 次代の親の育成

#### 進捗・課題

- ◇社会福祉協議会職員やボランティア実践者を派遣、機材等の貸出しを行い、福祉体験学習等を各学校で実施するとともに、中学生、高校生を対象としたサマースクールを実施していきます。
- ◇児童生徒の社会福祉関係行事の参加や環境美化の奉仕活動、社会福祉施設等との交流活動等を行うジュニアボランティアを養成するため、市内各小中学校に3万円助成していますが、今後は、助成金の金額や交付回数の見直しを検討する必要があります。
- ◇“地域で子どもを育てよう”をテーマに、子ども向け地域情報提供のための情報誌「ねえ」を年2回発行し、学校を通じて子ども・保護者へ配布する他、自治会の回覧により、市内全域に地域の情報を発信しています。
- ◇「公民館子ども教室」については、親子や友達同士で参加できるものとして各地域で定着・発展しています。  
子どもの興味の湧くテーマの設定、親と子が共に参加できる方策等、工夫をこらしながら実施していくことが必要です。
- ◇子どもたちにふるさとへの誇りを持ってもらうため、各地域においてウォークラリー大会や伝統のしめ縄作り、どんど焼きのやぐらづくり等を行うことで小さな子どもから大人までが参加して地域を再発見する機会となっており、伝統の継承、世代間交流、地域ぐるみの子どもの育成に役立っています。  
今後は、参加人数を増やすための啓発活動や工夫を行っていくことが必要です。

#### ①保育・福祉等の体験事業への支援

施策概要	小・中・高等学校や各種団体が行う保育・福祉等の体験学習について、講師の斡旋、社会福祉協議会職員やボランティア実践者等の派遣、機材の貸し出し等の支援を行います。
令和6年度 目標設定	◆福祉体験学習 … 年5回
	◆サマースクール参加人数 … 年50人
関連部署・機関	○社会福祉協議会

## ②ジュニアボランティア養成事業の実施

施 策 概 要	小・中学校の児童生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、助け合い、地域連帯の精神を醸成するとともに、社会福祉関係行事の参加や奉仕活動等の実践を通してボランティアの養成を図る「ジュニアボランティア養成事業」を学校と連携して実施します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆ジュニアボランティア … 年1回 養成事業
関連部署・機関	○社会福祉協議会

## ③子どもに関する地域情報の提供

施 策 概 要	子どもが自然に触れ、社会経験を重ねながら健やかに成長していくため、“地域で子どもを育てよう”をテーマに、子ども・親への地域情報提供のための情報誌「ねえ」の発行等を行います。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆星の子ネット情報誌「ねえ」 … 年2回 の発行
関連部署・機関	○生涯学習振興課

## ④公民館子ども教室の強化

施 策 概 要	各公民館において実施している子ども教室について、放課後児童クラブ（児童の家）との連携を踏まえながら、現代的課題、地域的課題を盛り込みつつ、子どものニーズに合わせ、メニューの充実、強化を図ります。 また、学校、PTA 等と連携して、参加者を増やしていきます。
関連部署・機関	○各公民館

## ⑤子どもたちのふるさとづくりの醸成

施 策 概 要	ふるさとへの誇りにつながるため、ふるさとの歴史、文化を学び、ふるさとへの愛情を高めていく取組を進めていきます。そのために参加人数を増やすための啓発活動や工夫を行い、高齢化し減少しつつある伝統文化・芸能の担い手や指導者の育成・確保に努めます。
関連部署・機関	○各公民館

## ⑥ 学校内子育て広場の展開

施策概要	学校内に定期的に乳幼児親子が集う「子育てひろば」の開設を支援し、未来を担う若い世代が家庭や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさを身近に感じる機会を創出します。
令和6年度目標設定	◆市内各中学校での開催 … 年1回
関連部署・機関	○子育て支援課、生涯学習振興課、学校教育課

## 基本施策2 母子保健施策の充実

### 施策の方向

妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、自信を持って子育てができるような体制を整備することは、母親にとって極めて重要です。このため妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関係機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用等により、切れ目ない支援体制を構築します。

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、健康教育の推進と社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを推進します。

親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。

また、妊娠届出時等妊娠期からの早期介入や、関係機関との連携強化等を通じて、児童虐待防止対策の充実を図ります。

### (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

#### 進捗・課題

◇ほぼ全妊婦と面接できる母子健康手帳交付時の保健指導を実施しており、特定妊婦、ハイリスク妊婦の把握に努め、妊娠中から健康維持や心理面でのサポートを開始しています。特定妊婦に関しては、手厚い支援を行っています。また、妊娠7か月頃の全妊婦に対して、電話や訪問で状況を確認し、妊娠中の悩みや出産準備等の相談支援を行っています。さらに、妊婦自らが、母子保健事業やサービス等を選択し、受けることができるようセルフプラン（利用計画）を母子健康手帳交付時に策定しています。

◇妊婦一般健康診査は、14回の健診とHTLV-1検査、クラミジア検査を実施しています。県外での受診への対応もしています。母子健康手帳交付時や保健師、保健推進員の家庭訪問時等で受診勧奨をしています。

◇妊娠中1回の歯科健康診査を実施しています。平成30年度（2018年度）途中から母子健康手帳交付時に歯科に関するアンケートを行い、受診勧奨をしています。

◇不妊治療費助成については、平成28年度（2016年度）から所得制限の撤廃と不育

症の助成を開始し、対象者の幅が広がっています。市独自の治療費助成件数は、増加しています。

◇母親学級・両親学級は、開催時間・内容の改善を図ることで受講人数が増加し、アンケートでは、毎回、好評を得ています。仲間づくりに重点を置き充実を図っています。また両親学級では両親、家族で協力して子育てに取り組めるように支援し、虐待予防についても啓発に努めています。

◇赤ちゃんランドは、育児サークルとして自主活動に発展するように支援しています。参加者は、1回10～20組で、好評です。

◇乳幼児健康診査については、1か月から3歳までの定期的な時期に健康診査を実施しており、高い受診率となっていますが、今後も引き続き、電話や手紙による未受診者への受診勧奨を行うとともに、訪問等で対象者全員の把握に努める必要があります。また、発育・発達等に問題のある乳幼児について、指導・健診後のフォローを行っています。

◇産婦健康診査は、産婦の心身の体調管理のために平成30年度（2018年度）から実施しています。体調不良や育児不安のあるケースには、関係機関から速やかに連絡を受け、訪問等により早期からの支援を実施しています。場合によっては、産前・産後サポート事業につないでいます。

◇保健師により、乳児の全数訪問を実施しており、エジンバラ質問票を用いて、産後うつスクリーニングに努めています。訪問時等に新生児聴覚検査等の実施状況を確認しています。新生児聴覚検査で要再検査の場合や、HTLV-1抗体検査が陽性の場合等は県と連携し必要なフォローを行っています。また、育児相談、妊産婦訪問を通して、育児不安のあるようなケースに訪問による養育支援を実施しています。場合によっては、産後ケア事業や産前・産後サポート事業につなげます。

◇平成30年度（2018年度）乳幼児543人、延2022件の相談対応を行い、育児相談を通じて、必要な情報提供を行っており、保護者の不安軽減に努めています。保健センターで実施する育児相談の件数が増加傾向のため、今後は、子育て支援センター等での出張型育児相談を実施する必要があります。

◇離乳食教室を奇数月の育児相談と同時開催しています。参加者が増加したため、令和元年度（2019年度）から内容を変更し、離乳食の試食も取り入れました。保健推進員による離乳食の小冊子配布を行っています。

◇心理士による「ことばの相談」は、幼児のことばのみならず、行動面での相談、保護者の育児不安に対する支援の場にもなっています。相談者が増え、相談までに2か月かかることがあります。回数を増やす等できるだけ、タイムリーに相談できるよう配慮しています。

保健師が相談の場に同席し、相談後も保護者のフォローを継続して行います。

◇絵本の読み聞かせは、子育て支援センター等でも絵本の読み聞かせを実施しているためハート・フロアでの読み聞かせは終了し、育児サークルの中で絵本の読み聞かせ講座を実施しています。保護者が日常的に家庭で絵本の読み聞かせができるよう支援も行います。

- ◇予防接種については、医師会と連携しながら実施体制の整備を図っています。また、母子健康手帳交付時の説明、市ホームページ、市広報、個別通知、各種事業等を通じて周知をし、接種率の向上が図られています。今後とも周知を徹底することが必要です。
- ◇「むし歯予防教室」や「親と子のよい歯のコンクール」を実施し、歯科保健の向上に取り組んでいます。
- ◇両親学級、赤ちゃんランド、1歳6か月児健診、3歳児健診等、機会をとらえて「周南地域休日・夜間こども急病センター」「小児救急医療電話相談」の周知や、乳幼児の事故防止対策・小児救急法の普及を図っています。
- ◇「くだまつ子育てねっと」はママパパアプリへ移行することにより平成29年度（2017年度）末で廃止しました。
- ◇妊娠・出産・子育て期まで切れ目ない支援をするため、総合相談窓口として、平成29年（2017年）6月に「子育て世代包括支援センターハピスタくだまつ」を保健センター内に開設しました。母子健康手帳交付時にPRマグネットを配布し、今後も周知に努めていきます。特に支援が必要な妊産婦に対しては、支援計画を作成し、継続的な支援を行います。今後は、親子が普段から利用し、身近で子育ての相談がしやすい地域子育て支援拠点（子育て支援センター）との連携を図り、専門的な支援が必要な場合は、速やかに対応ができるような体制づくりが必要です。
- ◇産後ケア事業は、産後4か月未満の産婦と乳児が、産科医療機関において宿泊や日帰りで心身のケアや育児のサポート、授乳指導等を受け、産後も安心して子育てができるような支援を平成29年（2017年）6月から実施しています。さらに平成30年（2018年）4月からは、助産師が家庭訪問し、保健指導を実施する訪問型産後ケアも開始しました。利用条件があるので、広く周知していませんが、年々利用者が増加しています。
- ◇産前・産後サポート事業として、週に2回ママ☆スマイルサロンを実施しています。家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的とし、産後4か月未満の産婦と乳児に対して、子育てに関する悩み等の相談支援を保健師、助産師、保健推進員が行っています。また、参加者同士の交流の場になっています。今後は、早期支援を目指して、妊婦を対象に妊娠・出産についての相談の場や交流の場を設ける必要があります。

### ①母子健康手帳交付時の保健指導

施 策 概 要	全妊婦に保健師が面接し、状況把握、保健指導を行います。アンケートを実施し、特定妊婦やリスクのある妊婦の把握に努め、サービスの紹介や訪問指導や養育支援につなげます。
令和6年度 目 標 設 定	◆保健指導の実施件数 … 内容の充実を図りつつ 全数実施を継続
関連部署・機関	○健康増進課

### ②妊婦一般健康診査

施 策 概 要	妊婦一般健康診査は、14回の助成を行い、受診勧奨や実施体制の充実を図ります。
令和6年度 目 標 設 定	◆妊婦一般健康診査の受診率 … 前期100% 後期 98%
関連部署・機関	○健康増進課

### ③妊婦歯科健康診査

施 策 概 要	妊娠中1回の助成を行い、受診勧奨に努めます。
令和6年度 目 標 設 定	◆妊婦歯科健康診査の受診率 … 40%
関連部署・機関	○健康増進課

### ④不妊治療費助成

施 策 概 要	不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、県事業である人工授精費・特定不妊治療費助成事業とともに、所得制限があり県事業で助成を受けられない夫婦の人工授精費・特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業を行います。
令和6年度 目 標 設 定	◆不妊治療費助成 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑤ 母親学級・両親学級

施 策 概 要	1クール3回で年4クール実施します。クールの3回目は、両親学級として家族が参加できる体制にし、赤ちゃんランド参加者との交流も図ります。妊娠・分娩・育児に関する適切な情報提供、助言を行うとともに、仲間づくりにもつなげます。
令和6年度 目 標 設 定	◆母親学級・両親学級の実施 … 内容の充実を図りつつ 3回×4季を継続
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑥ 赤ちゃんランド

施 策 概 要	生後2～5か月児とその両親を対象に年4回、母親学級の3回目と同時開催します。育児に関する情報提供と仲間づくりを図り、育児サークルへ発展するよう支援します。
令和6年度 目 標 設 定	◆赤ちゃんランドの実施 … 内容の充実を図りつつ 4回を継続
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑦ 乳幼児健康診査

施 策 概 要	乳幼児健康診査は、1か月児、3か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施します。未受診者の受診勧奨や実施体制の充実を図ります。
令和6年度 目 標 設 定	◆乳幼児健康診査の受診率 … 実施体制の充実を図りつ つ99%
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑧ 保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問

施 策 概 要	保健師、助産師が地区担当制で、ハイリスクの妊婦、産婦、乳児、有所見の乳幼児、健診未受診児等の家庭訪問を実施します。また、養育支援が必要な家庭には、関係部署等と連携を図りながら「養育支援家庭訪問事業」として訪問活動の充実を図ります。
令和6年度 目 標 設 定	◆保健師による家庭訪問の実施 … 訪問体制・件数の充実を 図りつつ継続実施 また、産後うつ対策を 取り入れた訪問活動の実 施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑨ 育児相談

施策概要	育児に関する相談に応じた適切な情報提供・助言を行い、保護者の不安の軽減を図るとともに、親子のふれあい、保護者同士の交流のための場を提供します。
令和6年度目標設定	◆育児相談の実施 … 内容の充実を図りつつ回数を増やし、年30回以上実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑩ 離乳食教室

施策概要	生後3～6か月児の保護者を対象に、育児相談開催日と併せて隔月に実施し、離乳食に関する基本的な知識の周知を図ります。
令和6年度目標設定	◆離乳食教室の実施 … 年6回を継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑪ ことばの相談

施策概要	1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等で、ことばの遅れが疑われる児等に対して心理士による発達相談を行い、経過観察や他機関等へ紹介が必要なケースには、継続支援をします。
令和6年度目標設定	◆ことばの相談の実施 … 内容の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑫ 予防接種事業

施策概要	感染症の発生及びまん延を予防するために、予防接種法に基づく予防接種を実施します。
令和6年度目標設定	◆予防接種の実施 … 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑬むし歯予防教室

施 策 概 要	幼稚園・保育園児を対象とし、歯科衛生士等が、虫歯予防についての健康教育を実施します。
令和6年度 目 標 設 定	◆むし歯予防教室の実施 … 内容の充実を図りつつ 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑭親と子のよい歯のコンクール

施 策 概 要	親子の歯の健康管理を通して、家族全員の歯科保健に対する意識を高め、口腔保健を向上することを目的に、3歳児健康診査を受診した幼児とその親を対象に実施します。
令和6年度 目 標 設 定	◆親と子のよい歯の コンクールの実施 … 内容の充実や普及啓発を 図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑮乳幼児の事故防止・小児救急医療

施 策 概 要	乳幼児の事故防止対策として、発達段階に応じた情報提供や、学習機会の提供を行います。また、「周南地域休日・夜間こども急病センター」を中心に医療機関や消防署等との連携体制の強化・充実を図るとともに、いつでも安心してかかれる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。
令和6年度 目 標 設 定	◆乳幼児の事故防止の啓発 … 内容の充実を図りつつ 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑯子育て世代包括支援センター利用者支援事業

施 策 概 要	妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を行います。特に支援が必要な妊産婦に対しては、支援計画を作成し、継続した支援を目指します。また、関係機関との連携を強化します。
令和6年度 目 標 設 定	◆総合相談窓口の設置 ◆支援計画の作成 … 内容、実施体制の充実を図 りつつ継続実施 ◆関係機関との連携
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑰産婦健康診査

施 策 概 要	産婦健康診査は、産後2か月までに2回の助成を行い、医療機関との連携体制の構築や産婦への早期支援を目指します。
令和6年度 目 標 設 定	◆産婦健康診査の受診率 … 実施体制の充実を図りつつ95%
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑱産後ケア事業

施 策 概 要	産後の体調や育児への不安がある産婦に対して迅速かつ継続した支援を目指します。また、事業実施機関との連携を強化します。
令和6年度 目 標 設 定	◆産後ケア事業の実施 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ⑲産前・産後サポート事業

施 策 概 要	妊産婦が家庭や地域で孤立感を持つことなく、安心して子育てができるように相談支援や参加者同士の交流を行います。
令和6年度 目 標 設 定	◆産前・産後サポート事業の実施 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課



## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

### 進捗・課題

- ◇がん予防、喫煙防止についての健康教育を学校や関係機関、関係者と連携しながら実施していますが、さらなる連携の強化と、実施体制の整備に努めています。
- ◇「第2次くだまつ食育推進計画改訂版」に基づいて、子どもの発達段階に応じた食育の推進を図っています。地元の高産物を使って、小学校低学年の親子を対象とした「ひよこクッキング（親子料理教室）」や高学年の児童を対象とした「子ども食育料理教室」を実施しています。さらに、「下松市子どもの食育を進めるキャッチフレーズ」を作成し、普及、啓発を進めています。
- ◇学校教育課、生涯学習振興課、子育て支援課、各小中高等学校との連携を図りながら、情報の共有・交換に努めています。

### ① 学校保健や関係機関と地域保健の連携

施策概要	養護教諭や学校関係者、医療関係者等との連携を図り、生命の尊さや性に関する正しい知識の普及に努めます。
令和6年度目標設定	連携の強化を図り、継続実施する
関連部署・機関	○健康増進課

### ② 子どもの発達段階に応じた食育の推進

施策概要	望ましい食習慣を身に付けるよう、小学生を対象とした料理教室を開催します。さらに、小・中一貫した食育の啓発を図るために、「下松市子どもの食育を進めるキャッチフレーズ」を作成し普及に努めます。
令和6年度目標設定	内容の充実を図り継続実施する
関連部署・機関	○健康増進課

### ③ がん予防、喫煙防止についての健康教育の実施

施策概要	小中学校と連携を図り、がん予防や、喫煙防止についての健康教育を実施します。
令和6年度目標設定	学校や関係機関との連携を強化し、継続実施する
関連部署・機関	○健康増進課

### (3) 子どもが健やかに育つための地域づくり

#### 進捗・課題

- ◇育児サークルの育成支援を行っています。サークルは、子育ての情報交換のよき場となっており、仲間と交流をもつことにより、育児に関するストレスや不安の軽減につながっています。参加者が自主的に講師を招いたり、参加者が積極的に市主催の教室に参加したりと子育てに対する意欲を高めています。今後も継続実施する必要があります。
- ◇保健推進員は、訪問活動を中心に行い、その他母子保健業務への協力等、地域に根ざした育児支援活動を行っています。今後も、保健推進員研修会を開催し、保健推進員の知識習得、資質向上に努める必要があります。特に生後2か月児の訪問については、「こんにちは赤ちゃん事業」として重点をおき、複数回の訪問をしても不在の場合、保健師が状況を確認しています。
- ◇「子育てのつどい」として毎年5月に2～3歳児を対象に「星の子運動会」、毎年12月に1～2歳児を対象に「星の子クリスマス会」を開催しており、親子の触れ合いや、保健推進員との交流が図られています。

#### ①育児サークルの育成

施策概要	母親同士の仲間づくりや、他の親子との交流を持つことで子育てに対する自信・問題解決能力を身に付けることができるように、自主グループ活動によるサークルの育成を図ります。
令和6年度目標設定	◆育児サークルの育成 … 支援体制の充実を図りつつサークル数を20グループ
関連部署・機関	○健康増進課

#### ②保健推進員による妊婦・乳幼児家庭訪問

施策概要	保健推進員が、妊婦・2か月児・3歳児の全家庭を訪問します。
令和6年度目標設定	◆妊婦・乳幼児家庭訪問 … 内容の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ③保健推進員によるこんにちは赤ちゃん事業

施 策 概 要	保健推進員の2か月児の訪問については、「こんにちは赤ちゃん事業」として、特に重点をおき、複数回の訪問をしても不在の場合、保健師が状況確認をしています。保健推進員の訪問技術の向上のための研修も行います。	
令和6年度 目 標 設 定	◆こんにちは赤ちゃん事業	… 内容の充実を図りつつ 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課	

### ④保健推進員による子育ての集い

施 策 概 要	保健推進員連絡協議会の自主事業として、毎年5月に2～3歳児を対象に「星の子運動会」、12月に1～2歳児を対象に「星の子クリスマス会」を開催します。親子が触れ合い、保健推進員との交流も図れる内容とします。	
令和6年度 目 標 設 定	◆子育ての集いの開催	… 内容の充実を図りつつ 年2回を継続実施
関連部署・機関	○健康増進課	

## (4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

#### 進捗・課題

- ◇育児相談や訪問等で、親の発する育てにくさのサインに早期に気づき、親子に適切な時期に適切な支援を行えるように努めていますが、さらに支援内容・体制の充実が必要です。
- ◇元気っ子教室は、毎月1回実施し、集団の特性をいかした発達支援を行っており、心理士のアドバイスを取り入れつつ、療育の専門的知識のある保育士や担当保健師が親子に寄り添い、継続した支援をしています。  
保護者の子育て不安に関するフォローの場にもなっています。
- ◇年中児すくすく子育て相談会（5歳児発達相談）を実施し、育てにくさを感じている保護者の不安の軽減や発達障害の疑われる児の発見や早期対応に繋がっています。未就園児、市外通園児を含めた全対象者に相談票を配布し、相談希望者の把握に努めています。事業についての関係者や保護者への周知、内容の充実が必要です。

### ①育児相談 <再掲>

施 策 概 要	育児に関する相談に応じた適切な情報提供・助言を行い、保護者の不安の軽減を図るとともに、親子のふれあい、保護者同士の交流のための場を提供します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆育児相談の実施 … 内容の充実を図りつつ回数を増やし、年30回以上実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ②保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問 <再掲>

施 策 概 要	保健師、助産師が地区担当制で、ハイリスクの妊婦、産婦、乳児、有所見の乳幼児、健診未受診児等の家庭訪問を実施します。また、養育支援が必要な家庭には、関係部署等と連携を図りながら「養育支援家庭訪問事業」として訪問活動の充実を図ります。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆保健師による家庭訪問の実施 … 訪問体制・件数の充実を図りつつ継続実施 … また、産後うつ対策を取り入れた訪問活動の実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ③ことばの相談 <再掲>

施 策 概 要	1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等で、ことばの遅れが疑われる児等に対して心理士による発達相談を行い、経過観察や他機関等へ紹介が必要なケースには、継続支援をします。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆ことばの相談の実施 … 内容の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

### ④元気っ子教室

施 策 概 要	「ことばの相談」で、発達に集団指導が効果的と判断された児とその保護者等を対象とした発達支援学級です。親子が遊びを通して絆を深め、児のことばの発達を促すとともに、親は子どもへの関わり方を学ぶ場になっています。他の母子との交流や仲間づくりも推進します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆元気っ子教室の実施 … 内容の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

## ⑤年中児すくすく子育て相談会（5歳児発達相談）

施策概要	年中児を対象にした発達相談です。保護者や幼稚園・保育園の先生の気づきを具体的な支援に繋げ、小学校等へのスムーズな就学を実現することを目的として実施しています。専門家による相談を実施し、個々に応じた支援に繋がります。
令和6年度 目標設定	◆年中児すくすく子育て 相談会の実施 ... 内容の充実を図りつつ 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課・子育て支援課・学校教育課

## （5）妊娠期からの児童虐待防止対策

### 進捗・課題

- ◇未婚、望まない妊娠、若年・高齢妊娠等は、虐待につながるリスクが高いと言われていますが、母子健康手帳交付時の面接で、全妊婦にアンケートを実施し、これらのリスクのある妊婦の把握に努め、訪問や電話等による支援に繋がっています。
- ◇産婦・乳児の全数訪問を実施しており、エンジンバラ質問票を用いて、産後うつのおスクリーニングに努めています。また、育児相談、妊産婦訪問を通して、育児不安のあるようなケースに訪問による養育支援を実施しています。場合によっては、産後ケア事業や産前・産後サポート事業につないでいます。今後も継続実施する必要があります。
- ◇産婦健康診査は、産婦の心身の体調管理のために平成30年度（2018年度）から実施しています。体調不良や育児不安のあるケースには、関係機関から速やかに連絡を受け、訪問等により早期からの支援を実施しています。場合によっては、産後ケア事業や産前・産後サポート事業につないでおり、今後も継続実施する必要があります。

①母子健康手帳交付時の保健指導 <再掲>

施 策 概 要	全妊婦に保健師が面接し、状況把握、保健指導を行います。アンケートを実施し、特定妊婦やリスクのある妊婦の把握に努め、サービスの紹介や訪問指導や養育支援につなげます。
令和6年度 目 標 設 定	◆保健指導の実施件数 … 内容の充実を図りつつ 全数実施を継続
関連部署・機関	○健康増進課

②妊婦一般健康診査 <再掲>

施 策 概 要	妊婦一般健康診査は、14回の助成を行い、受診勧奨や実施体制の充実を図ります。
令和6年度 目 標 設 定	◆妊婦一般健康診査の受診率 … 前期100% 後期 98%
関連部署・機関	○健康増進課

③乳幼児健康診査 <再掲>

施 策 概 要	乳幼児健康診査は、1か月児、3か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施します。未受診者の受診勧奨や実施体制の充実を図ります。
令和6年度 目 標 設 定	◆乳幼児健康診査の受診率 … 実施体制の充実を図りつ つ99%
関連部署・機関	○健康増進課

④保健推進員による妊婦・乳幼児家庭訪問 <再掲>

施 策 概 要	保健推進員が、妊婦・2か月児・3歳児の全家庭を訪問します。
令和6年度 目 標 設 定	◆妊婦・乳幼児家庭訪問 … 内容の充実を図りつつ 継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑤保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問

<再掲>

施 策 概 要	保健師、助産師が地区担当制で、ハイリスクの妊婦、産婦、乳児、有所見の乳幼児、健診未受診児等の家庭訪問を実施します。また、養育支援が必要な家庭には、関係部署等と連携を図りながら「養育支援家庭訪問事業」として訪問活動の充実を図ります。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	訪問体制・件数の充実を図りつつ継続実施 ◆保健師による家庭訪問の実施 … また、産後うつ対策を取り入れた訪問活動の実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑥子育て世代包括支援センター利用者支援事業

施 策 概 要	母子健康手帳交付時、家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、全妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し、支援につなげます。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆全妊産婦及び乳幼児等の実情把握 … 実施体制の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑦産婦健康診査 <再掲>

施 策 概 要	産婦健康診査は、産後2か月までに2回の助成を行い、医療機関との連携体制の構築や産婦への早期支援を目指します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆産婦健康診査の受診率 … 実施体制の充実を図りつつ95%
関連部署・機関	○健康増進課

⑧産後ケア事業 <再掲>

施 策 概 要	産後の体調や育児への不安がある産婦に対して迅速かつ継続した支援を目指します。また、事業実施機関との連携を強化します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆産後ケア事業の実施 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実施
関連部署・機関	○健康増進課

⑨産前・産後サポート事業 <再掲>

<p>施 策 概 要</p>	<p>妊産婦が家庭や地域で孤立感を持つことなく、安心して子育てができるように相談支援や参加者同士の交流を行います。</p>
<p>令和6年度 目標設定</p>	<p>◆産前・産後サポート事業の実施 … 内容、実施体制の充実を図りつつ継続実施</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○健康増進課</p>



## 基本施策3 行政による子育て支援

### 施策の方向

核家族化が進み、人との結びつきが薄れつつある社会環境の中で、身近に相談する人がいない、子育て支援の内容を知らない、子育てを学ぶ機会がないといった理由から育児に対する負担や不安、孤立感を感じる人が増えています。

これらに対応するため、各関係機関の連携を強化し、子育てに関する相談事業・情報提供、各種経済的支援等の取組を推進します。

### (1) 子育て情報の提供・子育て相談の強化

#### 進捗・課題

◇市ホームページや市広報、ママパパアプリによるプッシュ送信等を通じて、定期的・継続的に子育て情報の提供に努めています。「くだまつ子育てねっと」は、ママパパアプリへ移行することで、平成29年度（2017年度）末で廃止しました。パンフレット等を公民館等の窓口に設置していますが、今後とも継続実施していく必要があります。

紙媒体に替えて、ママパパアプリによる情報発信を積極的に行っています。今後は、ママパパアプリの活用のため、情報提供の充実及び登録者の拡充を図る必要があります。

◇母子健康手帳交付時や就学時健康診断時に「子育てお助け情報リーフレット」を配布し、子育てお助け情報や家庭教育手帳ホームページを紹介しています。庁内各課から発信されている相談窓口の情報を、利用しやすい形にまとめる必要があります。

◇要保護児童対策地域協議会を定期的に行い、関係機関の連携、情報共有、共同対応に努めています。また、相談担当者を各種研修会に参加させ、相談技術の向上にも努めています。

◇青少年相談関係担当者連絡会では、庁内の情報共有や意見交換を行っていますが、相談員の研修も必要です。

◇青少年の専用相談ダイヤル「ヤングテレホンくだまつ」により、相談員が関係機関と連携しながら相談対応を行っています。相談内容によってはより専門性の高い他の相談機関を紹介する等、相談者の悩みの解消に努めています。

下松市校外生徒指導連盟幹事会（年2回）を活用して、積極的に情報を提供することで、情報共有を図る必要があります。

◇利用者支援員の業務習熟度は、年々高まっています。窓口、電話等による相談業務については、個々の状況に応じ、的確な対応を実現しています。職員の増員等、体制強化を検討するとともに、外部委託を含めた事業の実施方法についても、併せて検討する必要があります。

◇妊娠・出産・子育て期まで切れ目ない支援をするため、平成29年6月に「子育て世

代包括支援センター「ハピスタくだまつ」を保健センター内に開設しました。総合相談窓口として、母子健康手帳交付時にPRマグネットを配布し、今後も周知に努めていきます。

### ①子育て情報の提供

施策概要	様々なメディアを通じて子育て情報を広く提供するとともに、パンフレット等を公共施設等に設置します。ママパパアプリによる情報発信を積極的に行っていきます。
関連部署・機関	○子育て支援課

### ②子育てお助け情報リーフレットの配布

施策概要	保護者に子育て情報が行き届くよう、母子健康手帳の交付や就学時健康診断に併せて「子育てお助け情報リーフレット」を配布するとともに、利用しやすいよう内容の充実をめめます。
令和6年度目標設定	◆子育てお助け情報リーフレットの配布 … 1,500部
関連部署・機関	○生涯学習振興課

### ③相談事業の強化

施策概要	各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めます。
令和6年度目標設定	◆要保護児童対策地域協議会の開催
	◆相談員の研修
	◆青少年相談関係担当者連絡会の開催 … 年2回
関連部署・機関	○子育て支援課、生涯学習振興課

#### ④利用者支援事業の実施

施 策 概 要	教育・保育、地域のサービスの利用等、総合的な子育て支援についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う利用者支援員を配置し、円滑な利用者支援の実施を図ります。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆利用者支援員配置 … 2名
関連部署・機関	○子育て支援課

#### ⑤子育て世代包括支援センター利用者支援事業

施 策 概 要	保健師等が子育て支援に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。総合相談窓口として、母子健康手帳交付時にPRマグネットを配布し、今後も周知に努めていきます。
関連部署・機関	○健康増進課

## (2) 経済的支援の充実

### 進捗・課題

- ◇就学援助については、通常の就学援助費支給に加え、新入学児童生徒に対して、学用品費の入学前支給を実施しました。
- ◇保育料等の負担軽減については、国が3歳以上児に係る保育料無償化施策を実施したため、受益者負担の観点から、本施策の見直しの検討が必要です。
- ◇子ども医療費助成制度については、継続して実施する必要がありますが、義務教育期間（中学校卒業）までの拡充については財源の確保が必要です。
- ◇福祉医療費助成制度の一部負担金の市費負担については、継続して実施する必要がありますが、県制度として補助の拡充を要望する必要があります。
- ◇認可外保育施設利用者への支援については、待機児童対策として、一定の要件を満たした認可外保育施設の利用者の保育料に補助を実施しています。待機児童の状況を見ながら、市単独事業として補助事業の継続の可否及び補助上限金額の拡大・縮小を検討する必要があります。

### ①就学援助費の充実

施 策 概 要	就学費援助について、予算を確保するうえで、他施策とのバランスや他市とのバランスを保ちながら、援助すべき世帯に援助できるような制度の見直しを図ります。
関連部署・機関	○学校教育課

### ②保育料の負担軽減

施 策 概 要	国基準保育料の負担を軽減するとともに、2人以上同時入所の場合、階層に関わらず年齢の高い児童（保育料の安い児童）からのみ保育料を徴収しており、子育て家庭の経済的負担のさらなる軽減を図っています。
関連部署・機関	○子育て支援課

### ③乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃の継続

施 策 概 要	山口県制度の所得制限額を超える6歳以下（6歳になった年度末まで）の児童について、医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭の経済的負担のさらなる軽減を図っています。
令和6年度 目 標 設 定	◆継続実施
関連部署・機関	○子育て支援課

### ④子ども医療費助成制度

施 策 概 要	小学校1年生から6年生までの児童の医療費について、医療費の自己負担分を市が単独で助成し、子育て家庭の経済的負担のさらなる軽減を図っています。
令和6年度 目 標 設 定	◆継続実施（拡充の検討）
関連部署・機関	○子育て支援課

### ⑤福祉医療費助成制度の一部負担金の市費負担

施 策 概 要	受診者の一部負担金については、市が単独で助成し、子育て家庭の経済的負担のさらなる軽減を図っています。
関連部署・機関	○子育て支援課、福祉支援課

### ⑥多子世帯に対する保育料の軽減

施 策 概 要	山口県と共同で実施しており、3人以上子どものいる多子世帯の第3子以降保育料の軽減を図っています。（※年齢・所得階層・利用施設等により助成額が異なります。）
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆継続実施
関 連 部 署 ・ 機 関	○子育て支援課

### ⑦認可外保育施設利用者への支援

施 策 概 要	認可保育所へやむなく入所ができなかった保育認定者を対象に、一定の要件を備えた認可外保育施設を利用した場合の保育料補助を継続します。
関 連 部 署 ・ 機 関	○子育て支援課

## （3）関係機関の連携強化

#### 進捗・課題

- ◇子育てに関する施策については、健康増進課、教育委員会、企画財政課（地方創生担当）等と連携して事業を実施していますが、これまで以上に関係機関と連携する必要があります。
- ◇民生児童委員、主任児童委員の活動については、地区間での強弱はあるものの、概ね民生委員児童委員と各地区との連携は行われています。今後は関係機関との連携強化を図る必要があります。
- ◇要保護児童対策地域協議会を定期的に行い、関係機関の連携、情報共有、共同対応に努めています。
- ◇青少年育成協議会の活動については、今後も継続的に、地区の青少年育成協議会と連携して、「青少年を守る店」運動、環境クリーンアップ活動や街頭啓発活動等を実施する必要があります。また、青少協関係団体との連携を密にし、子どもたちを取り巻く環境について情報の共有をする必要があります。

### ①子育てに関する庁内間の連携強化

施 策 概 要	子育てに関して、総合計画と本計画との整合性について調整を図るとともに、庁内の関係部署との連携を強化します。
関 連 部 署 ・ 機 関	○子育て支援課

## ② 民生児童委員、主任児童委員の活動強化

施 策 概 要	児童問題に関する地域住民の最も身近な相談者、支援者として、地域全体での子育てを推進していくため、活動の強化を図るとともに、学校や児童相談所等関係機関との連携を強化します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆各地区の校区内の学校との懇談会 … 年1回
	◆主任児童委員連絡会議 … 年1～2回
	◆各地区民生委員・児童委員協議会（市内7地区） … 月1回
	◆民生委員・児童委員による防犯パトロール … 年1～2回
関連部署・機関	○長寿社会課

## ③ 青少年育成協議会の活動強化

施 策 概 要	青少年の健全育成に関わる諸問題に対して、適切な実施方法を策定・実践していくため、活動の強化を図るとともに、市内関係団体及び青少年育成県民会議等との連携を強化します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆「青少年を守る店」運動の協力店 … 100店
	◆有害図書類の区分陳列等立入調査 … 該当新規店舗は必ず調査
関連部署・機関	○生涯学習振興課、各公民館

## 基本施策4 地域による子育て支援

### 施策の方向

「子どもは地域の宝」という認識のもと、家庭・行政では補えない部分について、地域が一体となって子育てに取り組み、子育てに不安や悩みを抱える家庭を支援していきます。

### (1) 各種団体による地域活動の充実・支援

#### 進捗・課題

◇子ども会等の青少年健全育成団体への活動支援を継続的に行い、下松市子ども会育成連絡協議会と連携して「子ども会親睦球技大会」を開催しています。また、「子ども会説明会」の他、ドッジボール審判講習会の開催、普通救命講習会への参加促進等、実践的な活動への適切な助言と指導を行っています。

今後は、子どもたち自らが企画・運営し、それを後ろから大人が支えるという仕組みについて研究し、子どもたちの自主性を育むための企画を考える必要があります。

◇自治会、老人クラブ等地域団体との連携強化のため、保育園や幼稚園等で老人クラブ等地域の人との交流会を開催しています。

◇地域住民を主体としたふれあいサロンや子育てサークルの設置を促進するよう検討していきます。

◇全ての親が安心して子育てや家庭教育ができる地域づくりに取り組むため、「家庭教育支援チーム」を結成して、地域での家庭教育を支援しています。

#### ① 子ども会等青少年団体への支援

施策概要	子ども会等地域の青少年団体の育成と活動の強化を図るため、地域で自主的・主体的に活動できる指導者層の育成を図る等、積極的な支援を行います。
令和6年度目標設定	◆下松市内子ども会親睦球技大会 … 1回 ◆子ども会説明会 … 1回
関連部署・機関	○生涯学習振興課

#### ② 自治会、老人クラブ等地域団体との連携強化

施策概要	地域全体での子育てを推進していくため、自治会、老人クラブ、婦人会等地域で活動する団体との連携を強化します。
関連部署・機関	○子育て支援課

### ③ふれあいサロンの設置

施 策 概 要	未就園児と保護者が気軽に集い、交流や子育てに関する話し合いのできる場づくりとして、地域住民を主体としたふれあいサロンの設置を促進します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆ふれあいサロンの設置 … 1か所
関連部署・機関	○子育て支援課

### ④家庭教育支援チームによる支援

施 策 概 要	子育てに対する悩みや孤独感を抱えた保護者に対して、適切な情報提供を行うとともに、地域での交流の場や相談・支援体制の充実を図るため、家庭教育支援チームによる支援を強化します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆家庭教育支援チームの活動範囲 … 市内全域
関連部署・機関	○生涯学習振興課

## (2) 子育てサークル等のネットワーク化

#### 進捗・課題

- ◇子育てサークルへの支援として、ママパパアプリ等で情報提供を行っていますが、活動に対する支援としては充分ではありません。今後は、支援体制の強化を図ることが必要です。
- ◇子育てサークルの連携については、年に1度、調査という形で、情報集約を行っているのみで、連携は不十分です。他事業で、園と連携することはあるので、そのつながりによって連携を強めていくことが必要です。

#### ①子育てサークルへの支援

施 策 概 要	民間団体の運営する子育てサークルについて、活動内容の強化を図るため支援を行います。
関連部署・機関	○子育て支援課

#### ②子育てサークルの連携強化

施 策 概 要	子育てサークルの連携を一層強化し、関係部署と連携してネットワーク化を図ります。
関連部署・機関	○子育て支援課

## 基本施策5 子育てと仕事の両立支援

### 施策の方向

共働き家庭の増加と生活形態の多様化により、保育サービスに対するニーズも増加・多様化しています。

子育てと仕事の両立支援のため、多様なニーズに対応した子育て支援サービスができるよう体制整備に努めます。

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。このため家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、企業や労働者に対する啓発活動や情報提供に努めます。

### (1) 多様な保育ニーズへの対応

#### 進捗・課題

◇特別保育の充実を図るため、乳児保育、延長保育、一時預かり、障害児保育等を市内各保育園で実施するとともに、新制度に移行した幼稚園についても、一時預かりを実施しています。待機児童対策として、幼稚園の一時預かり機能の強化を検討する必要があります。

◇保育士や幼稚園教諭等の各種研修への参加により保育技術や教育・保育内容の向上を図っています。

◇ニーズの高い病児・病後児保育については、平成27年（2015年）10月市内に病児・病後児保育施設が1カ所開設しました。

◇ひとり親家庭等ファミリーサポートセンター利用料軽減対策を事業として利用料の助成を行っています。今後は、ファミリーサポートセンター事業の利用者数、会員の増加を図るため、PR活動を強化する必要があります。

#### ① 特別保育の充実

施策概要	多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業（乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり、障害児保育）の充実に努めます。
関連部署・機関	○子育て支援課

#### ② 教育・保育施設等に携わる職員研修の充実

施策概要	教育・保育施設等に携わる職員について、専門研修等を積極的に行い、保育技術や教育・保育内容の向上を図ります。
令和6年度目標設定	◆教育・保育施設等に携わる職員研修の充実
関連部署・機関	○子育て支援課

### ③病児・病後児保育の充実

<p>施 策 概 要</p>	<p>子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業の推進を図ります。 県内全ての病児・病後児施設の利用ができる広域利用の周知を行い利便性の向上に努めます。</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○子育て支援課</p>

### ④ファミリーサポートセンターの利用促進

<p>施 策 概 要</p>	<p>下松市ファミリーサポートセンターについて、事業の周知を図り、提供会員の増加を図るとともに、提供会員の活動場所として公共施設等の活用を図ります。 また、ひとり親家庭等利用料助成事業の利用の促進を図ります。</p>				
<p>令和6年度 目 標 設 定</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="507 822 970 891">◆会員数</td> <td data-bbox="978 822 1394 891">… 500人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 891 970 969">◆延利用人数</td> <td data-bbox="978 891 1394 969">… 年1,500人</td> </tr> </table>	◆会員数	… 500人	◆延利用人数	… 年1,500人
◆会員数	… 500人				
◆延利用人数	… 年1,500人				
<p>関連部署・機関</p>	<p>○子育て支援課</p>				

## (2) 子育て支援施設の機能強化

### 進捗・課題

- ◇保育園の増設については、平成28年（2016年）4月にあい保育園潮音（90人定員）、平成29年（2017年）4月にあい保育園宮前（130人定員）が開所、平成30年（2018年）には企業主導型保育施設5園（88人定員）の開設、令和2年（2020年）にはニチキッズ下松清瀬保育園（87人定員；令和2年4月開所予定）、くぼ保育園（90人定員；令和2年4月開所予定）が開所されるが、依然として保育需要は高止まりしていると考えられるため、受入れ体制の整備を継続実施する必要があります。
- ◇市立保育園の民営化については、平成30年（2018年）3月末をもって、花岡保育園の民営が完了しました。潮音保育園の民営化計画については、現在の待機児童対策及び将来の乳幼児人口の状況に対応する調整が必要であり、延期する必要があります。
- ◇末光幼稚園が平成31年（2019年）4月に認定こども園へ移行しました。下松慈光幼稚園が、令和2年（2020年）4月に認定こども園へ移行予定です。また、1園でも多くの幼稚園が認定こども園化するように、各園へ働きかけを継続実施する必要があります。
- ◇小規模保育施設は市内に3園が開所しましたが、3歳児の連携施設対応を検討する必要があります。
- ◇入所希望児童の増加等保育ニーズに合わせて、保育園の定員を増員する等適正な定員の確保に努めています。
- ◇地域子育て支援センターについては、子育てに対する相談・指導・情報提供等地域全体で子育てを支援する環境を整備するため事業の機能強化と相談体制が必要です。
- ◇児童館活動については、利用者数等を勘案し、今後の事業の継続の可否を検討する必要があります。
- ◇児童センターわかば内に3歳未満児を中心とした、一時預かり専用室を確保し、預かり保育を実施しています。3歳以上児を中心とした一時預かり等は、各園の協力を得て効率的な運営を図る必要があります。また、業務の委託化・指定管理等の検討を行う必要もあります。

### ① 幼稚園の認定こども園への移行

施 策 概 要	保育需要の増加に伴い、受入れ体制の整備を図る必要があるため、幼稚園の認定こども園への移行に向けて働きかけを行っていきます。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆幼稚園からの移行 … 3園
関 連 部 署 ・ 機 関	○子育て支援課

## ②小規模保育事業等の推進

施 策 概 要	保育需要の増加に伴い、受入れ体制の整備を図る必要があるため、小規模保育事業等の充実を図ります。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆小規模保育施設、事業所内保育 … 1~2園 施設の新設
関連部署・機関	○子育て支援課

## ③施設の整備・充実

施 策 概 要	安全で快適な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育室の改修、設備の交換・修理等、引き続き保育園の計画的な整備を進めます。
関連部署・機関	○子育て支援課

## ④保育園の適正な定員の確保

施 策 概 要	入所希望児童の増加等保育ニーズに合わせて保育施設増設等の事業を進め、保育園の定員を増員する等、適正な定員の確保に努めます。
関連部署・機関	○子育て支援課

## ⑤地域子育て支援センターの機能強化

施 策 概 要	子育て家庭に対する相談・指導・情報提供等地域全体で子育てを支援する環境を整備するため、子育て世代包括支援センターとの連携、体制づくりを図ります。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆まちかどネウボラ … 4か所
関連部署・機関	○子育て支援課、健康増進課

## ⑥児童館活動の充実

施 策 概 要	児童の健全育成を図るために、児童館活動の充実を図り、地域の様々な人たちと交流できる居場所づくりに努めます。
関連部署・機関	○子育て支援課

## ⑦一時預かり事業の充実

施 策 概 要	特定教育・保育施設での受入れに加え、一時預かり事業の充実を図ります。
関連部署・機関	○子育て支援課

### (3) 放課後児童クラブ（児童の家）の充実

#### 進捗・課題

◇放課後児童クラブについては、市内7小学校区で実施しています。また、民間活力の導入を行うとともに、放課後児童支援員等の研修参加を進めて更なる資質向上と運営の安定化に努めています。さらに、施設整備や設備更新を行い、施設の充実も図っています。

利用状況及び支援員等の受入れ体制を考慮し、更なる開所時間の延長を行うか判断する必要があります。また、教育委員会、学校等と連携し、利用可能教室の確保に努めるとともに、学童保育の利用ニーズに合う供給量の確保策を検討する必要があります。

◇放課後子ども教室については、市内5教室で実施しており、講座内容の充実に努めています。

今後「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携を図っていく必要があります。

#### ①放課後児童クラブ（児童の家）活動の充実

施策概要	民間活力の導入を行うとともに、更なる資質の向上と運営の安定化を図るとともに、多様な保育ニーズに対応するため、放課後児童クラブの活動内容の充実に努めます。
令和6年度 目標設定	◆児童の家クラブ数 … 20施設に増設
	◆開所時間の延長を検討
	◆高学年の受入体制整備 … 全施設6年生まで受入れ
関連部署・機関	○子育て支援課

## ②放課後児童クラブ（児童の家）の整備

施 策 概 要	<p>受入れ可能児童数に比べ、入所希望児童数の多い公集・久保小学校区に児童の家を整備し、保育の質の向上を図ります。</p> <p>また、新・放課後子ども総合プランを踏まえ、小学校の余裕教室等の活用により、放課後児童クラブと放課後子ども教室を可能な限り一体的に推進します。</p> <p>さらに、小学校に加え、保育園・幼稚園等の活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等の効果的・効率的な取組を推進します。</p>
令 和 6 年 度 目 標 設 定	<p>◆児童の家の計画的な整備</p> <p>◆小学校余裕教室の活用 … 教育委員会との連携強化</p>
関連部署・機関	○子育て支援課、生涯学習振興課

## ③新・放課後子ども総合プランの推進

施 策 概 要	<p>共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を深め、計画的な整備を進めます。</p>
令 和 6 年 度 目 標 設 定	<p>◆放課後子ども教室の設置 … 5教室</p> <p>◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携 … 支援員と地域ボランティアの連絡体制の強化</p> <p>◆関連部署の連携強化 … 合同会議を実施</p>
関連部署・機関	○子育て支援課、生涯学習振興課

## (4) ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

### 進捗・課題

◇山口県が作成した「ワーク・ライフ・バランスガイド」「ワーク・ライフ・バランスで笑顔の生活」「働く女性のハンドブック」を窓口設置や市ホームページに掲載し、普及啓発に努めた他、企業に対しては山口県の推奨する「やまぐち子育て応援企業制度」や「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の普及啓発に努めています。今後は、意識啓発をはじめ、中小企業に対する両立支援に関する助成制度等の周知も図る必要があります。

- ◇子育て中の女性等の再就職を支援するため、下松職業安定所と連携し、求人情報や就職セミナー等を庁舎ロビーに掲示しています。また、創業をめざす女性に対して、山口県が設置している「WISやまぐち」を紹介して、創業を支援しています。今後は、関係機関と連携を図り、就職や起業の支援を継続実施する必要があります。
- ◇結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のための取組として実施した、出会いの機会創出を目的としたイベントでは、複数のカップルが成立したことや、参加者アンケートの結果が概ね好評です。国や県が実施している事業について、パンフレット等を窓口を設置し、周知を図っています。
- 今後は、イベント継続の是非や、他の施策の実施等について検討し、より効果的な施策となるよう努める必要があります。また、市ホームページを充実させる等、より周知を図る必要があります。

### ①ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発

<p>施 策 概 要</p>	<p>男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業等に対してフレックスタイム制、ワークシェアリング、在宅勤務等、多様な働き方について普及・啓発に努めます。</p> <p>また、国・県との連携のもと、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や次世代育成支援対策推進法等について、企業や労働者に対し啓発や情報提供を図る他、「下松市女性活躍推進計画」に基づき、必要な施策を実施します。</p> <p>また、県が設立した「やまぐち子育て連盟」に加盟し、企業や関係団体と連携して結婚や子育てが安心してできる機運醸成や環境整備に努めます。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆市ホームページでの 広報・啓発 … 随時</p> <p>◆広報紙での広報・啓発 … 随時</p> <p>◆パンフレット・ポスター等の設 置による広報・啓発 … 随時</p> <p>◆市内企業への直接案内 … 随時</p> <p>◆女性活躍推進に関するセミナー 等の開催 … 年1回</p> <p>◆関係セミナーの紹介 … 年1回</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○産業観光課、人権推進課、子育て支援課</p>

## ②継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ

施 策 概 要	男女が仕事と子育てを両立しつつ、継続就労ができるよう、「下松市女性活躍推進計画」に基づき、企業に対し子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨や支援制度等を啓発するとともに、子育てに対する理解と協力が得られるように努めます。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆市ホームページでの広報・啓発 … 随時
	◆広報紙での広報・啓発 … 随時
	◆パンフレット・ポスター等の設置による広報・啓発 … 随時
	◆市内企業への直接案内 … 随時
	◆関係セミナーの紹介 … 年1回
関連部署・機関	○産業観光課、人権推進課

## ③女性の再就職のための支援

施 策 概 要	子育てをしている女性に対して、再就職に関するセミナーや講習会等の開催について周知を図るとともに、職業安定所と連携して再就職を支援します。
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆マザーズハローワーク事業の周知 … 年1回
	◆求人情報の庁舎内掲示 … 週1回
	◆女性の就業促進事業の周知 … 年1回
関連部署・機関	○産業観光課

## ④事業所内保育施設の設置促進

施 策 概 要	安心して仕事ができる職場環境の整備に向け、民間事業者の協力を得ながら事業所内保育所の設置促進を図ります。特に女性が多く働く職場では事業所内保育のニーズが想定されるため、事業者の相談支援とともに、積極的な協力体制に努めます。
関連部署・機関	○子育て支援課

## ⑤結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

施策概要	市民の結婚・妊娠・出産に関する希望の実現のため、切れ目のない支援が必要です。婚活イベントや定住イベントをはじめ、市の実情に合わせたニーズに対応した、ライフステージごとのきめ細かい支援を推進します。	
令和6年度 目標設定	◆婚活事業	民間との協働の中で、結婚 …の希望を実現する出会い の場を創出する。
	◆相談窓口の設置	… 1か所
関連部署・機関	○子育て支援課、産業観光課、企画財政課	

## 基本施策6 安心して子育てができる生活環境の整備

### 施策の方向

子育てにやさしいまちづくりのため、子育て支援の視点に立った生活環境の整備を推進します。また子どもが交通事故、犯罪、非行等から守られ、安心して生活できるまちづくりのため、地域の協力のもと、関係機関と連携して、交通安全対策や犯罪・非行防止の取組を行います。

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力、「生きる力」を養い、豊かな情操を育むとともに、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実を図ります。

虐待を受けているもしくはその疑いのある子ども、障害や発達の問題になる子ども、ひとり親家庭の子ども、貧困家庭で生活している子ども等支援を必要とする子どもや家庭に対して、関係機関との連携を強化して支援の充実に努めます。

### (1) 良質な生活環境の整備

#### 進捗・課題

◇安全な道路交通環境を確保するため、引き続き、道路パトロールや老朽化点検に基づく計画的な交通安全施設整備を促進するとともに、通学路安全プログラムを通じ、児童生徒の安全確保に努める必要があります。

◇平成21年（2009年）11月に下松市農業公園を開園し、平成22年（2010年）4月から市民を対象とした農業体験を実施しています。幼稚園、小学校の農業体験が定着した他、新たに保育園の受入れを行いました。今後とも、農業体験、イベント内容の充実に努める必要があります。

◇平成31年3月に下松スポーツ公園冒険の森に小学1年生の児童が選んだ幼児用複合遊具を設置しました。今後も、子どもがのびのびと安心して遊べる公園の整備を進めるとともに、遊具やフェンス等の補修を継続して実施していく必要があります。

◇子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを推進するため、公共施設等の新設の際には、子育て世帯に配慮した施設整備を促す必要があります。

### ①安全な道路交通環境の整備

<p>施 策 概 要</p>	<p>子どもや高齢者、障害者を含めた全ての市民の安全で快適な交通環境を確保するため、関係機関と協力し、歩道及びその他の交通安全施設の整備に努めます。併せて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていきます。</p> <p>また、街路灯やカーブミラー等については、老朽化点検に基づく計画的な補修・建替えを実施し、倒壊による事故防止に努めます。</p> <p>その他、幼児同乗用自転車の幼児用座席によるシートベルト着用を推進します。</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○子育て支援課、土木課</p>

### ②体験型農業公園の整備

<p>施 策 概 要</p>	<p>生命と健康の根源である「食」への関心と「食」を生み出す農業への理解を深めるため、農業体験やイベントの内容充実にも努め、利用者数の増加を図ります。</p>						
<p>令和6年度 目 標 設 定</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="507 994 978 1077">◆農業体験の実施</td> <td data-bbox="986 994 1394 1077">… 体験内容充実にも努め、参加者の増加を目指す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1084 978 1167">◆朝市の開催</td> <td data-bbox="986 1084 1394 1167">… 年2回を継続</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1173 978 1240">◆秋祭りの開催</td> <td data-bbox="986 1173 1394 1240">… 年1回を継続</td> </tr> </table>	◆農業体験の実施	… 体験内容充実にも努め、参加者の増加を目指す。	◆朝市の開催	… 年2回を継続	◆秋祭りの開催	… 年1回を継続
◆農業体験の実施	… 体験内容充実にも努め、参加者の増加を目指す。						
◆朝市の開催	… 年2回を継続						
◆秋祭りの開催	… 年1回を継続						
<p>関連部署・機関</p>	<p>○農林水産課</p>						

### ③都市公園の整備

<p>施 策 概 要</p>	<p>子どもが自然の中でのびのびと遊び、子育て世代の交流ができる場として、公園等の整備を計画的に進めるとともに、遊具やフェンス等の安全管理に努めます。</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○都市整備課</p>

### ④子どもや子育て家庭に配慮したまちづくり

<p>施 策 概 要</p>	<p>全ての市民が利用する公共施設に、ベビーコーナー等を計画的に設置していくとともに、民間施設、商業施設についても、事業者の協力を促していきます。</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○子育て支援課</p>

## (2) 学校等の教育環境の整備

### 進捗・課題

◇「生きる力」を育む教育の充実については、各校への訪問を適宜実施し、きめ細かく教員の授業を参観し指導することで、指導方法の充実を図っています。教育研究所員による授業公開については、内容の充実を図り、若手教員への指導方法を研究しています。引き続き、新学習指導要領に基づく具体的で実践的な研究を進める必要があります。

人権教育・道徳教育についても研究を深化し、その成果を還元することで、心の教育の充実を図っています。

◇中学生が、乳幼児に直接接触れることにより、命の大切さについて考えるとともに、将来を思い描く体験ができる機会（子育てひろば）を提供していきます。

◇放課後等における子どもの安全安心な居場所づくりの一環として学校施設の開放を積極的に進めています。

スポーツ少年団等の各種団体や多くの地域住民の社会体育活動の拠点施設として、学校体育施設を使用しており、子どもの健全育成、社会教育の推進の一助となっています。施設使用の需要は高いため、今後も継続するとともに、老朽化した施設や遊具の計画的な修繕・更新を行う必要があります。

◇市内学校にスクールカウンセラー、心の教室相談員を設置し、教育相談活動の充実に努めています。また、教育支援センターに教育指導員や心理カウンセラー、学習・生徒指導支援員を配置し、不登校児童生徒の再登校に向けた支援を行っています。また、家庭の養育環境に起因する問題行動や学校だけで解決することが困難な事案に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置時間を十分に確保しています。今後は、一人ひとりの児童生徒にきめ細やかに対応するため、施策のさらなる充実を図る必要があります。

◇図書館職員が全小学校を訪問し、「星ふるまちの図書館教育」を実施したり、学校図書館支援員と連携を図り、授業に必要な図書の団体貸出を行っています。また、「科学のおはなし会」、「絵本の中の料理をつくろう」、「ほしふるまちのおはなし広場」等のイベントや、テーマを決めて本の展示をしたりすることで、子どもと本を結び取組を実施しています。

保育園・幼稚園・小学校を移動図書館車が巡回し、子ども達が本とふれ合うきっかけ作りを実施しています。

◇市内各学校では、学校と家庭・地域が連携・協働して児童生徒の成長を支えるコミュニティ・スクールの充実に努め、地域とともにある信頼される学校づくりを進めています。

今後は、保護者や地域の人々の学校運営への参画を一層促進し、地域の人々とともに学校運営の改善・充実に努めます。

◇学習習慣を身につけ、学習内容の基礎固めをしたいと考えている中学生への学習支援を実施しています。

### ①「生きる力」を育む教育の充実

<p><b>施 策 概 要</b></p>	<p>学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、「生きる力」を育む教育活動を推進し、指導方法の充実による確かな学力の向上を図るとともに、人権・道徳教育等の心の教育等、健やかな心身を育む教育活動を充実します。</p> <p>また、子育てひろばを開催し、乳幼児を通して、命の大切さについて考える機会を提供します。</p>
<p><b>令 和 6 年 度 目 標 設 定</b></p>	<p>◆下松市教育研究所員集会 … 年6回</p> <p>◆下松市教育研究所員による授業公開 … 年6回</p> <p>◆下松市学校人権教育研修会 … 年1回</p> <p>◆下松市教育委員会指定・道徳教育実践研究 … 1校</p> <p>◆子育てひろばの開催 … 全中学校で実施</p>
<p><b>関連部署・機関</b></p>	<p>○学校教育課、生涯学習振興課、子育て支援課</p>

### ②校庭の開放等による子どもの健全な遊び場の提供

<p><b>施 策 概 要</b></p>	<p>体育館や校庭等学校施設の開放を積極的に行い、子どもの健全な遊び場の提供を進めます。</p>
<p><b>令 和 6 年 度 目 標 設 定</b></p>	<p>◆学校体育施設の開放 … 下松市立学校施設開放条例に基づき、適正な管理・運用に努め、地域と一体となって、子どもの健全育成を推進する。</p>
<p><b>関連部署・機関</b></p>	<p>○教育総務課</p>

### ③教育相談、不登校児童生徒支援事業

<p>施 策 概 要</p>	<p>市内中学校にスクールカウンセラーや心の教室相談員を、教育支援センター（希望の星ラウンジ）に教育指導員や心理カウンセラーを配置し、児童生徒及び保護者の教育相談に対応するとともに、教育支援センターと市教育委員会指導主事による学校訪問を行います。また、市スクールソーシャルワーカーの配置では、進捗状況を確認し、対応を協議する場を定期的にもつことを検討します。</p> <p>また、不登校児童生徒の再登校に向けて、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆市スクールカウンセラー配置時間 … 年328時間</p> <p>◆心の教室相談員配置人数 … 3人</p> <p>◆市教育支援センター配置人数 … 8人</p> <p>◆スクールソーシャルワーカー配置時間 … 年500時間</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○学校教育課</p>

### ④読書活動の推進

<p>施 策 概 要</p>	<p>家庭、地域、各種施設、図書館等が連携を図り、子どもが読書に親しむ環境の更なる整備を目指します。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆おはなし会等子どもを対象にした行事の充実 … 子どもが本に親しめるような各種事業の展開に努める。</p> <p>◆各種施設との連携強化 … 保育園・幼稚園や小学校等と連携し、星ふるまの図書館教育、団体貸出、出張おはなし会、移動図書館の巡回等を実施する。</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○図書館、学校教育課</p>

### ⑤親子読書推進事業

<p>施 策 概 要</p>	<p>母子健康手帳交付時に、市立図書館の利用者カード申請書、読書通帳、赤ちゃん絵本リスト、布製バッグ等をひとまとめにした「絵本のある暮らし応援パック」を配布し、乳幼児期からの図書館利用促進と読書啓発に努める。</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○図書館、健康増進課</p>

## ⑥地域とともにある学校づくりの推進

施 策 概 要	<p>保護者や地域の人々の学校運営への参画を促進するため、中学校区毎に小中合同の学校運営協議会を開催し、地域の子どもたちに係る課題の共有と課題解決に向けた取組の充実に努めます。</p> <p>また、各学校では、学校地域連携カリキュラムを作成し、社会に開かれた教育課程の実現に努めます。</p>
令 和 6 年 度 目 標 設 定	<p>◆中学校区毎の小中合同の学校運営協議会の開催 … 全中学校区</p> <p>◆学校地域連携カリキュラム作成 … 全小中学校</p>
関連部署・機関	○学校教育課

## ⑦地域未来塾の推進

施 策 概 要	<p>学習習慣を身につけ、学習内容の基礎固めをしたいと考えている中学生を対象に、指導員として教員OBや地域住民の協力を得ながら、学習支援を行います。</p>
令 和 6 年 度 目 標 設 定	◆地域未来塾の開催 … 全中学校区で実施
関連部署・機関	○生涯学習振興課

## (3) 安全・安心なまちづくりの推進

### 進捗・課題

- ◇各地域の防犯パトロール隊及び地域見守り隊により児童の登下校時の見守り・パトロールを実施していますが、隊員の高齢化により双方とも大幅な減少となったことから、新たなパトロールの手法を取り入れた、わんわんパトロール隊及びランランパトロール隊の募集を開始しました。また、防犯ボランティアの隊員確保及び活動の活性化を図るため、公民館と連携し、活動状況の把握や適切な支援を行う必要があります。
- ◇「青少年を守る店」運動の呼びかけを行い、協力店舗にお願いし、ステッカーを貼付しています。  
下松市青少年育成協議会や地区の青少年育成協議会と連携して、「青少年を守る店」運動、環境クリーンアップ活動や街頭啓発活動等を継続実施する必要があります。
- ◇関係機関・団体と連携した環境クリーンアップ活動として、図書類取扱業者や深夜営業施設に対して、有害図書類の区分陳列等立入調査を実施し、改善が必要な店舗には指導を行っています。  
また、事業者に対して、山口県青少年育成条例の遵守について、周知を図る必要があります。
- ◇生徒や保護者、職員を対象に、各中学校にて「思春期子育て講座」を開催していま

す。

◇警察等からの不審者情報を迅速に地域防犯ボランティアに提供することにより、犯罪の未然防止を図っています。また、防犯ボランティア協議会への参加により、防犯ボランティアのレベルアップ及び連携の強化を図っています。防犯パトロール隊の未結成地区への啓発活動が必要です。

◇登下校時には、学校ガードボランティアによる学校周辺の安全パトロールや児童生徒の見守り活動により、児童生徒の安全な登下校等が図られています。また、あいさつ運動も兼ねており、心豊かな子どもの育成も図られています。

### ①青少年の非行防止に対する啓発活動

<p>施 策 概 要</p>	<p>青少年の非行問題に取り組む全国強調月間を中心とした啓発活動を推進するとともに、下松市青少年育成協議会、学校、警察等との連携を強化し、非行防止活動を引き続き展開します。</p> <p>また、子ども自身が有害情報等に巻き込まれない力を身につけることができるよう、家庭・学校・地域等における情報モラル教育の推進に努めます。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆夏休み・冬休み 防犯パトロール … 毎週1回</p> <p>◆防犯の日パトロール … 毎月1回</p> <p>◆「青少年を守る店」運動の協力 店 … 100店</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○生涯学習振興課、各公民館</p>

### ②青少年を守る良好な環境づくり

<p>施 策 概 要</p>	<p>性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している店舗に対し、関係機関・団体と連携して、関係業者に対する自主的措置を引き続き働きかけます。</p> <p>また、スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全安心な利用や保護者に対する普及啓発活動を推進します。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆有害図書類の区分陳列等立入調査 … 該当新規店舗は必ず調査</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○生涯学習振興課、各公民館</p>

### ③思春期保健対策の推進

<p>施 策 概 要</p>	<p>母性・父性に対する理解を促し、自他を大切にする心を育むため、学校保健や関係部署と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行います。</p> <p>また、喫煙や飲酒をはじめ、薬物の有害性や情報社会の進展がもたらす弊害等に関する基礎知識の普及・啓発を図り、思春期の心と体の健康づくりを推進します。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆思春期子育て講座 … 年3回</p>
<p>関 連 部 署 ・ 機 関</p>	<p>○生涯学習振興課</p>

### ④子どもが犯罪等に巻き込まれない環境づくり

<p>施 策 概 要</p>	<p>「地域の子どもは地域で守る」との考え方のもと、子どもが凶悪な犯罪等に巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について、地域ボランティアの地域見守り、登下校の見守り等、関係機関・団体と連携した取組を推進します。また、防犯パトロール隊未結成地区は公民館と連携して、防犯パトロール隊結成の呼びかけを行います。さらに、各防犯ボランティアの活動状況を把握し、支援することにより、活動の活性化を図ります。</p> <p>日々、児童生徒の安全確保に尽力している学校ガードボランティアの方へは、感謝の気持ちを伝える品を贈呈し、学校ガードボランティアの拡充を図っていきます。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆安全で安心な花岡地域 まちづくり推進協議会 … 年2回 合同パトロール</p> <p>◆防犯ボランティア … 30団体／1,200人</p> <p>◆防犯ボランティア協議会への参 加 … 年2回</p> <p>◆学校ガードボランティア 登録人数 … 300人</p>
<p>関 連 部 署 ・ 機 関</p>	<p>○生活安全課、学校教育課、各公民館</p>

#### (4) 特別な支援が必要な児童等への対策推進

##### 進捗・課題

- ◇児童虐待防止対策として、児童虐待防止に関する広報、ポスター掲示を行い啓発活動に取り組んでいます。また、要保護児童対策協議会では、代表者会議、実務者会議を開催するとともに、必要に応じて随時、要対協個別ケース検討会議を実施しています。今後も状況に応じ適切に開催し関係機関と連携して対応していきます。
- ◇障害児施策については、現在保育園・幼稚園で障害児の受入れを行っています。また、障害児の発達段階に応じて、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の適切なサービスを提供するとともに、学校等の長期休暇中の保護者の負担軽減を目的とした、日中一時支援事業を行っています。さらに、社会福祉協議会が、指定障害者支援施設「しょうせい苑」との協働事業として知的障害児・者等の休日の余暇活動の場作りである「スマイルクラブ」に取り組んでいます。しかし、制度の狭間はまだまだ埋め尽くされたわけではありません。今後も引き続き、ボランティア活動等支えあいの仕組みを考えていく必要があります。
- ◇子育てに悩む保護者の孤立化を防止するとともに、コミュニケーションに支援が必要な発達障害児や自閉症児等の二次障害の発生を可能な限り抑えるために、平成30年度（2018年度）から視覚支援を学んでいる保護者とともに「先輩ママとの子育て勉強会」を開催しています。今後は、この勉強会の参加者のつながりを醸成していくとともに、当事者の保護者だけでなく、生活環境にも目を向け、体制整備に繋げていく必要があります。
- ◇ひとり親家庭が、子育てしながら安心して生活し、働くことができるよう、子育て、就職、各種制度の利用等に関する相談に応じています。今後も、県や関係機関と連携し、相談体制の充実や情報提供の促進等を図る必要があります。
- ◇子ども家庭総合支援拠点を核として、必要な相談支援を行う体制づくりが必要です。
- ◇「子どもの貧困対策」については、国の大綱や県計画に基づき、教育の支援、生活の支援等が行えるよう関係機関と連携し対応していく必要があります。

## ①児童虐待防止対策の充実

<p>施 策 概 要</p>	<p>誰もが気軽に相談できる体制整備と、虐待防止についての普及啓発に取り組むとともに、社会全体の連携を図るための児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化に努めます。</p> <p>また、児童相談所の持っている相談対応や援助技術等の提供等により、本市における相談体制の強化を図ります。</p> <p>さらに、発生予防、早期発見・早期対応等のため、居住実態が把握できない家庭については、本市の子どもに関わる関係部署等が関連機関と連携して対応していくことが必要です。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆要保護児童対策地域協議会代表者会議 … 1回/年</p> <p>◆実務者会議 … 3回/年</p> <p>◆個別ケース検討会議 … 随時</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○子育て支援課</p>

## ②障害児施策の充実

<p>施 策 概 要</p>	<p>障害児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携のもと、相談・支援体制の整備、障害の状況に応じた療育の場の確保、障害福祉サービスの充実、特別支援教育の推進等の一貫した総合的な取組を推進します。</p> <p>また、発達障害児等の早期対応に努め、保育園・幼稚園、学校等とも連携しながら、必要な療育について相談・指導等を行うことで、健全な発達と地域で円滑な生活が送れるよう支援します。</p> <p>知的障害児・者等の社会参加促進のための「スマイルクラブ」については、多くの人にクラブのことを知ってもらい、メンバーやボランティアの参加が増えるよう検討していきます。</p> <p>「先輩ママとの子育て勉強会」を引き続き開催し、保護者の解決能力を高めるとともに、先輩ママ・参加者同士のつながりを大切にし、地域課題と一緒に取り組んでいけるよう、支援していきます。</p>
<p>令 和 6 年 度 目 標 設 定</p>	<p>◆知的障害児・者等の社会参加の促進「スマイルクラブ」 … 90人/6回</p> <p>◆先輩ママとの子育て勉強会 … 延100人/10回（保護者）</p>
<p>関連部署・機関</p>	<p>○子育て支援課、福祉支援課、社会福祉協議会</p>

### ③ひとり親家庭に対する支援

施 策 概 要	社会教育指導員、母子父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の子育てを積極的に支援していきます。 また、就業支援の実施にあたっては、ハローワークと連携し、情報提供を行います。
関連部署・機関	○子育て支援課、生涯学習振興課



## 第6章 計画の推進体制

### **1 計画の推進**

本計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに添えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と今後さらに多様化するサービスの質の向上の実現を目指していきます。

このため、関係機関、関係団体と連携して一体的な施策を展開するとともに、幼稚園・保育園等子ども・子育て支援事業者、学校、市民等、多くの方の意見を取り入れながら推進していきます。

### **2 施策の点検**

本計画の内容については、市民に公表するとともに、その推進状況について毎年度評価・点検を行い、「下松市子ども・子育て会議」に報告します。

下松市第2期子ども・子育て支援事業計画

# くだまつ星の子プラン

令和2年3月策定

編集・発行 下松市 健康福祉部 子育て支援課  
〒744-8585 山口県下松市大手町 3-3-3  
TEL 0833-45-1836 FAX 0833-41-6220